電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月1日時点

～2023年3月31日

目次（略）

第１条、第２条、第２条の２　（略）

（用語の定義）
第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
１～12	（略）
12の２　携帯電話等国際利用契約	携帯電話設備又はＰＨＳ設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約
12の３～12の10（略）	（略）
12の11　ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 （注）当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 （1）地域指定着信課金機能 （2）地域指定特定番号着信機能 （3）国際地域指定着信課金機能 （4）複数同時接続機能
12の13～12の15（略）	（略）
13　（略）	（略）
14　契約者	電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者、他社直加入電話等国際利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約
15～26（略）	（略）
27　ＰＨＳ設備	電気通信番号規則第９条第４号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
27の２～27の４（略）	（略）

2023年4月1日～

目次（略）

第１条、第２条、第２条の２　（略）

（用語の定義）
第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用　語　の　意　味
１～12	（略）
12の２　携帯電話等国際利用契約	携帯電話設備を利用して、これにより当社から国際一般電話等サービスの提供を受けるための契約
12の３～12の10（略）	（略）
12の11　ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約	IP電話設備を利用して、これにより当社から当社が別に定める付加機能の提供をうけるための契約 （注）当社が別に定める付加機能契約とは、次の付加機能をいいます。 （1）地域指定着信課金機能 （2）地域指定特定番号着信機能 （3）国際地域指定着信課金機能 （4）削除
12の13～12の15（略）	（略）
13　（略）	（略）
14　契約者	電話等利用契約者、携帯電話等国際利用契約者、他社直加入電話等国際利用契約者、他社直収電話等付加機能利用契約者、緊急通報用電話契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者、又は契約者指定番号発信サービス利用契約者
15～26（略）	（略）
27　削除	削除
27の２～27の４（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

28～30（略）	（略）
30の２　携帯利用回線	携帯電話設備又はＰＨＳ設備であって、携帯電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の３～30の４（略）	（略）
30の５　ＩＰ通信網サービス利用回線	ＩＰ電話設備であって、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの （別記10の６でに掲げるＩＰ通信網サービス契約に基づいて設置するものに限ります。）
30の６　契約者指定番号発信サービス利用回線	携帯電話設備及びＰＨＳ設備であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31～31の２（略）	（略）
32　利用回線等	(1)　加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、ＰＨＳ設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、ＩＰ電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2)　相互接続点 （注）第５条（電話等サービスを利用するための電気通信設備等）に規定するその他の電気通信設備を含みます。
33～36　（略）	（略）

第４条　（略）

2023年４月１日～

28～30（略）	（略）
30の２　携帯利用回線	携帯電話設備であって、携帯電話等国際利用契約に基づいて当社が提供する国際一般電話等サービスを利用するために使用されるもの
30の３～30の４（略）	（略）
30の５　ＩＰ通信網サービス利用回線	ＩＰ電話設備であって、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話等サービスを利用するために使用されるもの （別記10の６に掲げるＩＰ通信網サービス契約に基づいて設置するものに限ります。）
30の６　契約者指定番号発信サービス利用回線	携帯電話設備であって、契約者指定番号発信サービスを利用するために使用されるもの
31～31の２（略）	（略）
32　利用回線等	(1)　加入電話等設備、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備、無線呼出し設備、陸上移動無線データ通信設備、ＩＰ電話設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2)　相互接続点 （注）第５条（電話等サービスを利用するための電気通信設備等）に規定するその他の電気通信設備を含みます。
33～36　（略）	（略）

第４条　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

第２章　電話等サービスの種類等

（電話等サービスの種類）

第４条の２　電話等サービスには次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス （注１）（略） （注２）本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第４条の４の２（契約者指定番号発信サービスの種別）に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備又はＰＨＳ設備（電気通信番号規則第９条第１項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。）に係るもの（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限ります。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）

2023年４月１日～

第２章　電話等サービスの種類等

（電話等サービスの種類）

第４条の２　電話等サービスには次の種類があります。

種　　類	内　　容
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
契約者指定番号発信サービス	当社が別に定める数を上限として発信元としてあらかじめ登録された利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。）から当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通話について、当社の電気通信設備を介して提供する電話等サービス （注１）（略） （注２）本欄に規定する当社が別に定める利用回線等は、第４条の４の２（契約者指定番号発信サービスの種別）に定める契約者指定番号発信サービスの種類に応じ、次表のとおりとします。

契約者指定番号発信サービスの種別	別に定める利用回線等
グループ発信サービス	携帯電話設備（電気通信番号規則第９条第１項に規定する電気通信番号を用いるものに限ります。）に係るもの（他の契約者指定番号発信サービス利用契約（グループ発信サービスに係るものに限ります。）においてその電気通信番号が現に登録されている場合を除きます。）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
第４条の３～第４条の５　（略） 第３章　電話等サービスを利用するための電気通信設備等 （電話等サービスを利用するための電気通信設備等） 第５条　当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備 (2) 削除 (3) 公衆電話設備 (4) 削除 (5) 固定端末系伝送路設備 (6) 携帯電話設備 (7) ＰＨＳ設備 (8) 他社直加入電話等設備 (9) 無線呼出し設備 (10) 陸上移動無線データ通信設備 (11) ＩＰ電話設備	第４条の３～第４条の５　（略） 第３章　電話等サービスを利用するための電気通信設備等 （電話等サービスを利用するための電気通信設備等） 第５条　当社が提供する電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備 (2) 削除 (3) 公衆電話設備 (4) 削除 (5) 固定端末系伝送路設備 (6) 携帯電話設備 (7) 削除 (8) 他社直加入電話等設備 (9) 無線呼出し設備 (10) 陸上移動無線データ通信設備 (11) ＩＰ電話設備
２　当社が提供する国際電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備 (2) 削除 (3) 国際公衆電話設備 (4) 携帯電話設備 (5) ＰＨＳ設備 (6) 他社直加入電話等設備 (7) 固定端末系伝送路設備（総合ディジタル通信サービスによるものに限ります。）	２　当社が提供する国際電話等サービスは、当社が別に定める電気通信設備により利用することができます。 （注）当社が別に定める電気通信設備は、次のとおりとします。 (1) 加入電話等設備 (2) 削除 (3) 国際公衆電話設備 (4) 携帯電話設備 (5) 削除 (6) 他社直加入電話等設備 (7) 固定端末系伝送路設備（総合ディジタル通信サービスによるものに限ります。）
３　（略）	３　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

４　２項において、次の電気通信設備により国際一般電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。

電気通信設備	契　　約
携帯電話設備又はＰＨＳ設備	携帯電話等国際利用契約
他社直加入電話等設備	他社直加入電話等国際利用契約

５～７　（略）

第６条～第14条の21　（略）

（国際一般電話等サービスの利用の一時中断）

第 14 条の 22　当社は携帯電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際一般電話等サービスの利用の一時中断（その携帯電話設備又はＰＨＳ設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行ないます。

第14条の23～第14条の68　（略）

第15条～第17条　（略）

第 18 条　契約者は、前３条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、付加機能等（当社が別に定める付加機能等に限ります。）を利用することができます。

（注）本条に規定する当社が別に定める付加機能等は、次に掲げるものをいいます。

（ア）　料金表第１表第１に規定するナビダイヤル通話及びテレドーム通話

（イ）　料金表第１表第２に規定する通話の付加サービス

第18条の２～第18条の４　（略）

第19条～第30条　（略）

第30条の２　１～４　（略）

５　前項の場合において、１以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表第２（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスとします。

（注２）本条第２項の表の３欄に規定する当社が別に定める番号は、料金表第１表第１に規定する着信課金番号、特定着信番号及び複数同時接続番号とします。

2023年４月１日～

４　２項において、次の電気通信設備により国際一般電話等サービスを利用する場合は、あらかじめ当社と次の契約を締結する必要があります。

電気通信設備	契　　約
携帯電話設備	携帯電話等国際利用契約
他社直加入電話等設備	他社直加入電話等国際利用契約

５～７　（略）

第６条～第14条の21　（略）

（国際一般電話等サービスの利用の一時中断）

第 14 条の 22　当社は携帯電話等国際利用契約者から請求があったときは、国際一般電話等サービスの利用の一時中断（その携帯電話設備により国際一般電話等サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行ないます。

第14条の23～第14条の68　（略）

第15条～第17条　（略）

第 18 条　契約者は、前３条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、付加機能等（当社が別に定める付加機能等に限ります。）を利用することができます。

（注）本条に規定する当社が別に定める付加機能等は、次に掲げるものをいいます。

（ア）　料金表第１表第１に規定するナビダイヤル通話

（イ）　料金表第１表第２に規定する通話の付加サービス

第18条の２～第18条の４　（略）

第19条～第30条　（略）

第30条の２　１～４　（略）

５　前項の場合において、１以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表第２（通話に関する料金）に規定する通話の付加サービスとします。

（注２）本条第２項の表の３欄に規定する当社が別に定める番号は、料金表第１表第１に規定する着信課金番号及び特定着信番号とします。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

（通話に関する料金の支払義務）

第31条　契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話について、当社が測定した通話時間又は情報量と料金表第１表第２の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。

　ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第１表第１（基本料金）又は同表第２に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	支払いを要する者
１　（略）	（略）
２　（略）	（略）
３　（略）	（略）
４　携帯電話設備又はＰＨＳ設備から行なった国際通話（その携帯電話設備又はＰＨＳ設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その携帯電話設備又はＰＨＳ設備に係る携帯電話等国際利用契約者
５～８　（略）	（略）

２～５　（略）

第32条～第54条　（略）

別記

１～２の４　（略）

2023年４月１日～

（通話に関する料金の支払義務）

第31条　契約者、公衆電話設備から通話を行った者は、次の通話について、当社が測定した通話時間又は情報量と料金表第１表第２の規定とに基づいて算定した通話に関する料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。

　ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通話に関する料金について、料金表第１表第１（基本料金）又は同表第２に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区　　別	支払いを要する者
１　（略）	（略）
２　（略）	（略）
３　（略）	（略）
４　携帯電話設備から行なった国際通話（その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者以外の者が行なった国際通話を含みます。）	その携帯電話設備に係る携帯電話等国際利用契約者
５～８　（略）	（略）

２～５　（略）

第32条～第54条　（略）

別記

１～２の４　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

２の５　通話に関する料金の取扱い

区　　分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
１　次の利用回線に係る通話に関する料金（４及び５に定める通話に関する料金を除きます。以下、１の欄において同じとします。） (1)（略） (2)（略） (3)　(1)及び(2)に定めるほか、メンバーズネット機能を利用している又は当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引（「月極割引等」といいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けている利用回線（「割引選択回線」といいます。以下この欄において同じとします。）について、その月極割引等を構成する他の一の割引選択回線が(2)の適用を受けることとなる場合における、その割引選択回線（本規定が適用されることとなる割引選択回線が、他の月極割引等を構成するときは、その月極割引等の割引選択回線を含みます。）に係る	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります

２の５　通話に関する料金の取扱い

区　　分	料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
１　次の利用回線に係る通話に関する料金（４及び５に定める通話に関する料金を除きます。以下、１の欄において同じとします。） (1)（略） (2)（略） (3)　(1)及び(2)に定めるほか、当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引（「月極割引等」といいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けている利用回線（「割引選択回線」といいます。以下この欄において同じとします。）について、その月極割引等を構成する他の一の割引選択回線が(2)の適用を受けることとなる場合における、その割引選択回線（本規定が適用されることとなる割引選択回線が、他の月極割引等を構成するときは、その月極割引等の割引選択回線を含みます。）に係る通話に関する料金	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日			2023年４月１日～		
通話に関する料金 (4)（略）			(4)（略）		
２　（略）	（略）	（略）	２　（略）	（略）	（略）
３　１及び２に定めるほか、次の通話に関する料金 (1)～(3)（略） (4) 携帯電話設備、ＰＨＳ設備又は他社直加入電話等設備から行われた国際通話に関する料金 (5)（略）	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります	３　１及び２に定めるほか、次の通話に関する料金 (1)～(3)（略） (4) 携帯電話設備又は他社直加入電話等設備から行われた国際通話に関する料金 (5)（略）	当社又は請求事業者	この約款の定めるところによります
４　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、他社直加入電話等設備若しくは固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話又は携帯電話設備、ＰＨＳ設備若しくは固定端末系伝送路設備から複数同時接続機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。	４　携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備から地域指定特定番号着信機能を利用して行われた通話に関する料金	その携帯電話設備、他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備を設置している協定事業者	この約款に定めるものを除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
５～６　（略）	（略）	（略）	５～６　（略）	（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～
（注１）１欄(1)に規定する当社が別に定める取扱いは、第38条（債権の譲渡等）第２項に規定する債権の取扱いとします。 （注２）１欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能は、次の付加機能とします。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 簡易着信課金機能 (3) メンバーズネット機能 （注３）１欄(2)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。 （注４）１欄(3)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。 ３　電話帳の普通掲載 (1) 当社は、契約者（料金表第１表第１（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号若しくは複数同時接続番号を付与された契約者に限ります。以下別記５（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。 ア～ウ　（略） (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。 (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能若しくは複数同時接続機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）の適用の単位となる数の範囲内とします。 (4)　（略） ４　電話帳の掲載省略 (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記３（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。 ア　その着信課金番号、特定着信番号又は複数同時接続番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。 イ　（略） (2)　（略） ５～10　（略）	（注１）１欄(1)に規定する当社が別に定める取扱いは、第38条（債権の譲渡等）第２項に規定する債権の取扱いとします。 （注２）１欄(2)に規定する当社が別に定める付加機能は、次の付加機能とします。 (1) 地域指定着信課金機能 (2) 簡易着信課金機能 (3) 削除 （注３）１欄(2)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。 （注４）**１欄(3)に規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、国内通話に係るものとします。** ３　電話帳の普通掲載 (1) 当社は、契約者（料金表第１表第１（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号を付与された契約者に限ります。以下別記５（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号又は特定着信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。 ア～ウ　（略） (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。 (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）の適用の単位となる数の範囲内とします。 (4)　（略） ４　電話帳の掲載省略 (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記３（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。 ア　その着信課金番号又は特定着信番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。 イ　（略） (2)　（略） ５～10　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

10の２　携帯電話等契約

（1）携帯電話設備に係るもの　（略）

（2）ＰＨＳ設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）

10の３～10の４　（略）

10の５　他社直収電話等契約

（1）地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
東北インテリジェント通信株式会社	第２種ＩＰ電話サービス契約 第３種ＩＰ電話サービス契約	ＩＰ電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（2）（略）

2023年４月１日～

10の２　携帯電話等契約

（1）携帯電話設備に係るもの　（略）

（2）削除

10の３～10の４　（略）

10の５　他社直収電話等契約

（1）地域指定着信課金機能に契約が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
株式会社トークネット	第２種ＩＰ電話サービス契約 第３種ＩＰ電話サービス契約	ＩＰ電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（2）（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

10の５の２　付加的役務通話契約

（1）地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
ソフトバンク株式会社	３Ｇ通信サービス契約	３Ｇ通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）
	（以下略）	（以下略）
（略）	（略）	（略）
東北インテリジェント通信株式会社	第２種ＩＰ電話サービス契約 第３種ＩＰ電話サービス契約	ＩＰ電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（以下表略）

2023年４月１日～

10の５の２　付加的役務通話契約

（1）地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
ソフトバンク株式会社	３Ｇ通信サービス契約	３Ｇ通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	（以下略）	（以下略）
（略）	（略）	（略）
株式会社トークネット	第２種ＩＰ電話サービス契約 第３種ＩＰ電話サービス契約	ＩＰ電話サービス契約約款
	トークネット光サービス	トークネット光サービス契約約款
	TOHKtalk office	TOHKtalkサービス契約約款
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（以下表略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
ソフトバンク株式会社	３Ｇ通信サービス契約	３Ｇ通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）
	（以下略）	（以下略）
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（以下表略）

10の６　ＩＰ通信網サービス契約

(1)～(2)　（略）

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸサービスに係る契約 （カテゴリー１のタイプ１若しくはタイプ２、又はカテゴリー７に係るものであって電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

11～13　（略）

料金表　通則　（略）

料金表　第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用　（略）

２　料金額

２－１　回線使用料（基本料）　（略）

2023年４月１日～

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
（略）	（略）	（略）
ソフトバンク株式会社	３Ｇ通信サービス契約	３Ｇ通信サービス契約約款
	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2・3）
	（以下略）	（以下略）
（以下略）	（以下略）	（以下略）
備考　（略）		

（以下表略）

10の６　ＩＰ通信網サービス契約

(1)～(2)　（略）

(3) 削除

11～13　（略）

料金表　通則　（略）

料金表　第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１　基本料金

１　適用　（略）

２　料金額

２－１　回線使用料（基本料）　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

２－２　付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区分				単位	料金額	
					臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）	基本機能	（略）		（略）	（略）	（略）
	追加機能	略	（略）	（略）	（略）	（略）
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備、ＰＨＳ設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにＩＰ電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（１接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		略	（略）	（略）	（略）	（略）
	備	１～12　（略）				

2023年４月１日～

２－２　付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区分				単位	料金額	
					臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
地域指定着信課金機能（フリーダイヤル）	基本機能	（略）		（略）	（略）	（略）
	追加機能	略	（略）	（略）	（略）	（略）
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのフリーダイヤル通話（携帯電話設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにＩＰ電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能	加算額（１接続先ごとに）	1,500円 (1,650円)	150円 (165円)
		略	（略）	（略）	（略）	（略）
	備	１～12　（略）				

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）	考	13　当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備又はＰＨＳ設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 14～63　（略） 64　当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備又はＰＨＳ設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。 65～69　（略） 70　機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備又はＰＨＳ設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。 71～85　（略） （注１）～（注21）　（略）					
	基本機能	（略）	（略）	（略）	（略）		
	追加機能	略	（略）	（略）	（略）	（略）	
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（ＰＨＳ設備、他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにＩＰ電話設備から行う通話を除きます。）をあ	加算額（１接続先ごとに）	1,500円 （1,650円）	150円 （165円）	

地域指定特定番号着信機能（ナビダイヤル）	考	13　当社は、契約者から請求があったときは、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 14～63　（略） 64　当社は、契約者が通話料金別表に規定する「フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引」と同時に申込を行い、かつ、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行う場合に限り、63の規定を承諾します。 65～69　（略） 70　機能特定地指定着信課金機能の契約者は、携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行うことを要します。 71～85　（略） （注１）～（注21）　（略）					
	基本機能	（略）	（略）	（略）	（略）		
	追加機能	略	（略）	（略）	（略）	（略）	
		待ち合わせ接続機能	この機能を利用する契約回線が通話中の場合に、他からのナビダイヤル通話（他社直加入電話等設備及び固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われる通話並びにＩＰ電話設備から行う通話を除きます。）をあらかじめ指定	加算額（１接続先ごとに）	1,500円 （1,650円）	150円 （165円）	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

			らかじめ指定された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能				
		略	（略）	（略）	（略）	（略）	
	備考	１～17　（略） 18　迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備、ＰＨＳ設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、ＩＰ電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限ります。）からのナビダイヤル通話には、利用できません。 19～38　（略） 39　料金指定機能は、16の規定のうち携帯電話等契約に係るＰＨＳ設備のうち当社が別に定めるもので着信できるようになるナビダイヤル通話及びＩＰ電話設備（電気通信番号規則第10条第１項第２号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限ります。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。 40～51　（略） （注１）～（注15）　（略）				
複数同時接続機能（テレ	基本機能	電話等利用契約者が、この機能を利用する利用回線及びＩＰ通信網サービス利用回線により提供する情報を、複数同時接続番号（電話等利用契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能	１複数同時接続番号ごとに	50,200円 (55,220円)	5,020円 (5,522円)		

			された時間保留し、その間に通話ができる状態になったとき、その着信に応答し、接続できるようにする機能				
		略	（略）	（略）	（略）	（略）	
	備考	１～17　（略） 18　迂回時差額負担機能は、16の規定のうち別記10の2に係る携帯電話設備及び衛星自動車携帯電話からのナビダイヤル通話、ＩＰ電話設備（電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備若しくは加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限ります。）からのナビダイヤル通話には、利用できません。 19～38　（略） 39　料金指定機能は、16の規定のうちＩＰ電話設備（電気通信番号規則第10条第１項第２号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）、公衆電話設備、加入電話等設備（特定協定事業者が提供する硬貨収納等信号送出機能を利用している場合に限ります。）から行うナビダイヤル通話には、利用できません。 40～51　（略） （注１）～（注15）　（略）				

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		を利用するための番号をいいます。）により行われた複数の着信に対して同時に自動的に案内する機能				
	追加機能	音声応答機能	この機能を利用する契約回線が通話を接続できない場合に、音声応答装置（この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を利用して、発信者からの通話に自動的に応答する機能	加算額（１接続先ごとに）	1,500円（1,650円）（日額）	1,500円（1,650円）
	備考	１　当社は、利用回線に係る電気通信番号又はＩＰ通信網サービス利用回線に係る電気通信番号（電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号とします。この場合において、当社が指定する電気通信番号（当社が総務省から指定された電気通信番号に限ります。）に限ります。）１番号ごとに１の複数同時接続番号を付与します。 ２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、複数同時接続番号を変更するときがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者に通知します。 　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 ３　この機能を利用している利用回線への複数同時接続番号以外の電気通信番号による着信はできません。 ４　複数同時接続番号により行う通話（以下「テレドーム通話」といいます。）は、一般通話のうちダイヤル通話に限ります。 ５　当社は、この機能を利用している利用回線への１の着信について、案内を受けることができる状態とした時刻から60分または				

～2023年３月31日	2023年４月１日～
電話等利用契約者から申出があった場合であって当社が認めた分数もしくは秒数後、その案内を打ち切ります。 ６　当社は、この機能の提供により、現にふくそうが発生し又は発生するおそれがあるときは、その提供を中止することがあります。 ７　当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、若しくは法令に反する態様で現にこの機能が利用されており、又は利用されるおそれがあると認めた場合は、この機能の提供を中止することがあります。 ８　当社は、この機能を利用している電話等利用契約について、電話等利用権の譲渡があったときは、その複数同時接続機能を廃止します。 ９　当社は、携帯電話設備、ＰＨＳ設備若しくは他社直加入電話等設備又は固定端末系伝送路設備に係る他社通話に伴って行われるテレドーム通話については、その電気通信設備から通話を行った者をそのテレドーム通話の支払いを要する者とします。 10　音声応答機能を利用して行う通話は、発信者から音声応答装置までの通話とします。	

～2023年３月31日							2023年４月１日～
メンバーズネット機能（タイプ1）	基本機能	この機能を利用する契約回線相互間で利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。）によるダイヤル通話又はディジタル通信モードに係る通信（以下「メンバーズネットグループ内通話」といいます。）を行うことができるようにする機能	契約回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	250円 （275円）	25円 （27.5円）	
			契約回線が特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第１種契約又は臨時第１種契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	250円 （275円）	25円 （27.5円）	
			契約回線が特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第２種契約又は臨時第２種契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	5,750円 （6,325円）	575円 （632.5円）	

～2023年３月31日									2023年４月１日～
		追加機能	ダイヤルパス機能	この機能を利用する契約回線（加入電話設備に係るものに限ります。）から特定の１の契約回線（この機能を利用する契約回線と同一の所属メンバーズネットグループ内のものに限ります。）への呼出しを、ダイヤル操作なしで行うことができる機能		１契約回線ごとに	100円 （110円）	10円 （11円）	
			ダイヤルパス＃機能	この機能を利用する契約回線（押しボタンダイヤル信号による発信が可能な加入電話設備に係るものに限ります。）から特定の１の利用回線等への呼出しを、「＃」のダイヤルにより行うことができる機能		１契約回線ごとに	50円 （55円）	5円 （5.5円）	
			複数利用者番号登録機能（ユーザナンバ多重登録）	この機能を利用する契約回線に係る電気通信番号（電	契約回線が加入電話設備に	利用者番号送出機能がないもの	１利用者番号ごとに	100円 （110円）	10円 （11円）
						利用者番号送出機能が	１利用者番号ごとに	200円 （220円）	20円 （22円）

～2023年３月31日	2023年４月１日～

				気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に限ります。）ごとに複数の利用者番号を指定することができるようにする機能	係るもの	あるもの				
					契約回線が総合ディジタル通信設備に係るもの		１のＢチャネルにつき１の利用者番号を除く他の利用者番号１番号ごとに	100円（110円）	10円（11円）	
			（事業所番号接続）	メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号（以下「付加番号」といいま			１利用者番号ごとに	1,000円（1,100円）	100円（110円）	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	す。）の情報をこの機能を利用する契約回線に送出することができるようにする機能			
発着信規制機能	この機能を利用する契約回線から発信する通話又はその契約回線に着信する通話を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能		―――	―――
着信識別機能	この機能を利用する契約回線に着信する通話について、利用者番号及びダイヤルパス機能を利用して行った通話を識別するための信号を送出する機能	１契約回線ごとに	100円 （110円）	10円 （11円）
グループセキュリティ機能	この機能を利用する特定の利用回線相互間の通信以外の通信を制限する機能	1契約回線ごとに	350円 （385円）	―――
備考	１　この機能を利用する契約者は、当社所定の書面に次の事項を記載して、当社に届け出ていただきます。これを変更するとき、電話等利用権の譲渡があったとき、その契約回線が加入電話設備			

～2023年３月31日	2023年４月１日～
に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があるとき又はこの機能を利用する契約回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があるときも同様とします。 (1) 所属する１のメンバーズネットグループ（以下「所属メンバーズネットグループ」といいます。その届出が新たにメンバーズネットグループを構成する届出であるときは、所属メンバーズネットグループの代表者を含みます。） (2) この機能を利用する契約回線に係る特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する契約の種類及び使用するＢチャネルの数（この機能を利用する契約回線が総合ディジタル通信設備に係るものであるときに限ります。） (3) 削除 ２　当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった契約者が次の各号に該当する場合に限り、この機能を提供します。 (1) 所属メンバーズネットグループの代表者の承諾があるとき。 (2) 所属メンバーズネットグループに係る契約回線の数が当社が別に定める数の範囲内であるとき。 (3) この機能を利用する契約回線（加入電話等設備に係るものに限ります。）が特定協定事業者の他事業者アクセス短桁ダイヤル機能の提供を受けているとき。 ３　この機能を利用する契約者は、所属メンバーズネットグループの代表者の承諾がある場合に限り、その契約回線に係る電気通信番号（電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に限ります。）１番号ごとに１の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。 ４　前項の規定によるほか、メンバーズネットグループの代表者は、そのメンバーズネットグループに所属する契約回線に係る電気通信番号以外の電気通信番号（電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に限ります。）１番号ごとに１の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。 ５　利用者番号の桁数は、１のメンバーズネットグループごとに当社がそのメンバーズネットグループの代表者と協議して定めます。 ６　ダイヤルパス機能を利用する場合、この機能に係る相手方の契約回線以外への発信は、行うことはできません。	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
７　ダイヤルパス＃機能による通話の相手先の番号は、当社が別に定める電気通信番号に限ります。 ８　複数利用者番号登録機能に係る利用者番号送出機能とは、この機能を利用する契約回線に着信する通話（複数利用者番号登録機能に係る利用者番号によるものに限ります。）があった場合に、その利用者番号の情報を、その契約者が利用する当社又は特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、その契約回線に接続される構内交換設備等の端末設備に送出する機能をいいます。 ９　付加番号送出機能を利用する契約回線が加入電話設備に係るものであるときは、その電話等利用契約者が利用する特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、付加番号をその契約回線に送出します。 10　付加番号送出機能を利用する場合の利用者番号及び付加番号の桁数は、当社が別に定めるところによります。 11　発着信規制機能には、次の機能があります。 （1）契約回線からの発信を規制するもの （2）契約回線への着信を規制するもの（利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの） 12　発着信規制機能のうち、契約回線からの発信を規制するものには、次の区別があります。 （1）契約者があらかじめ指定した市外局番等に係る利用回線等以外への通話（利用者番号（３に規定するものに限ります。以下この項において同じとします。）及びダイヤルパス機能を利用した通話を除きます。）を行うことができるもの （2）区域内通話並びに利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの （3）利用者番号及びダイヤルパス機能を利用した通話を行うことができるもの 13　発着信規制機能及びグループセキュリティ機能に係る契約回線からの発信規制を利用する場合、契約者が指定することのできる市外局番等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 14　グループセキュリティ機能は、通話モード又はディジタル通信モード（総合ディジタル通信設備に係るもの）の区分ごとに	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
次の区別があり、この機能を利用する契約者は、区別の変更の請求をすることができます。 (1) 完全閉域（グループ内通話のみを許容するもの） (2) 発信アクセス可能閉域（グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等への通話を許容するもの） (3) 着信アクセス可能閉域（グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等からの通話を許容するもの） (4) 発着信アクセス可能閉域（グループ内通話及びその利用回線が属するグループ外の利用回線等との間の通話を許容するもの） (5) 上記の区別に加えグループ内通話の発信のみ、または着信のみを許容するもの （注１）２の(2)に規定する当社が別に定める数の範囲は、10万回線未満とします。 （注２）７に規定する当社が別に定める電気通信番号は、ダイヤルパス＃機能の申込みをする者及びその契約者に開示します。 （注３）10に規定する利用者番号の桁数は１から７桁とし、付加番号の桁数は２から11桁とします。 （注４）13に規定する当社が別に定める数の範囲は、640以下とします。	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

メンバーズネット機能（タイプ2）	基本機能	この機能を利用する契約回線から利用者番号（契約者が指定し、当社が管理するものであって、この機能を利用するための番号をいいます。この場合において、指定できる利用者番号の数は、60番号以内とします。）を用いて同一のメンバーズネットグループ内の他の契約回線へのダイヤル通話又はディジタル通信モードに係る通信を行うことができるようにする機能	契約回線が特定協定事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	―――	―――	
			契約回線が特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第１種契約又は臨時第１種契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	―――	―――	
			契約回線が特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する第２種契約又は臨時第２種契約に係るもの	１電話等利用契約ごとに	―――	―――	
	追加	信規 発着	この機能を利用する利用回線から発		―――	―――	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

機能		信する通話又はその利用回線に着信する通話を契約者があらかじめ行った指定に基づいて、規制することができるようにする機能			
	付加番号送出機能（事業所番号接続）	メンバーズネットグループ内通話において、利用者番号に付加した番号（以下「付加番号」といいます。）の情報をこの機能を利用する契約回線に送出することができるようにする機能	１利用者番号ごとに	1,000円 （1,100円）	100円 （110円）
備考	１　この機能を利用する契約者は、当社所定の書面に次の事項を記載して、当社に届け出ていただきます。これを変更するとき、電話等利用権の譲渡があったとき、その契約回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があるとき又はこの機能を利用する契約回線に係る電話番号若しくは契約者回線番号の変更があるときも同様とします。 (1) 所属する１のメンバーズネットグループ（以下「所属メンバーズネットグループ」といいます。その届出が新たにメンバーズネットグループを構成する届出であるときは、所属メンバーズネットグループの代表者を含みます。） (2) この機能を利用する契約回線に係る特定協定事業者の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する契約の種類（この機能を利用する利用回線が総合ディジタル通信設備に係るものであるときに限ります。） (3) 削除 ２　当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった契約				

～2023年３月31日	2023年４月１日～
者が次の各号に該当する場合に限り、この機能を提供します。 (1) 所属メンバーズネットグループの代表者の承諾があるとき。 (2) 所属メンバーズネットグループに係る契約回線の数が当社が別に定める数の範囲内であるとき。 (3) この機能を利用する契約回線（加入電話等設備に係るものに限ります。）が特定協定事業者の他事業者アクセス短桁ダイヤル機能の提供を受けているとき。 ３　この機能を利用する契約者は、所属メンバーズネットグループの代表者の承諾がある場合に限り、その利用回線に係る電気通信番号（電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に限ります。）１番号ごとに１の利用者番号を指定することができます（但し、１のメンバーズネットグループ内における利用者番号の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。）。これを変更するときも同様とします。 ４　前項の規定によるほか、メンバーズネットグループの代表者は、そのメンバーズネットグループに所属する契約回線に係る電気通信番号以外の電気通信番号（電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号に限ります。）１番号ごとに１の利用者番号を指定することができます。これを変更するときも同様とします。 ５　利用者番号の桁数は、１のメンバーズネットグループごとに当社がそのメンバーズネットグループの代表者と協議して定めます。 ６　発着信規制機能には、次の機能があります。 (1) 契約回線からの発信を規制するもの (2) 契約回線への着信を規制するもの（利用者番号を利用した通話を行うことができるもの） ７　発着信規制機能のうち、契約回線からの発信を規制するものには、次の区別があります。 (1) 契約者があらかじめ指定した市外局番等に係る利用回線等以外への通話（利用者番号（３に規定するものに限ります。以下この項において同じとします。）を利用した通話を除きます。）を行うことができるもの (2) 区域内通話並びに利用者番号を利用した通話を行うことができるもの	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
(3) 利用者番号を利用した通話を行うことができるもの ８　発着信規制機能に係る契約回線からの発信規制を利用する場合、契約者が指定することのできる市外局番等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 ９　付加番号送出機能を利用する契約回線が加入電話設備に係るものであるときは、その電話等利用契約者が利用する特定協定事業者が提供する番号情報を送出する機能によって、付加番号をその契約回線に送出します。 10　付加番号送出機能を利用する場合の利用者番号及び付加番号の桁数は、当社が別に定めるところによります。 （注１）２の(2)に規定する当社が別に定める数の範囲は、10万回線未満とします。 （注２）３に規定する当社が別に定める利用者番号の数は60とします。 （注３）８に規定する当社が別に定める数の範囲は、640以下とします。 （注４）10に規定する利用者番号の桁数は１から７桁とし、付加番号の桁数は２から11桁とします。	

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

(2) 国際通話に係るもの

区分			単位	料金額	
				臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
国際地域指定着信課金機能（国際フリーダイヤル）	基本機能	国際地域指定着信課金機能（以下国際地域指定着信課金機能の欄において「国際フリーダイヤル機能」といいます。）とは、国際地域指定着信課金番号（電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の請求により、当社が取扱地域ごとに付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者		――	――

2023年４月１日～

(2) 国際通話に係るもの

区分			単位	料金額	
				臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）
国際地域指定着信課金機能（国際フリーダイヤル）	基本機能	国際地域指定着信課金機能（以下国際地域指定着信課金機能の欄において「国際フリーダイヤル機能」といいます。）とは、国際地域指定着信課金番号（電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者の請求により、当社が取扱地域ごとに付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「国際フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する契約回線又は他社直加入電話等利用回線の電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者		――	――

～2023年３月31日	2023年４月１日～
とし、その電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金する機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める通話は、備考１で規定する第１種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、他社直加入電話等設備及びＩＰ電話設備に係る通話とし、第２種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、公衆電話設備、携帯電話設備、ＰＨＳ設備、他社直加入電話等設備及びＩＰ電話設備に係る通話とします。	とし、その電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者に課金する機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める通話は、備考１で規定する第１種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、他社直加入電話等設備及びＩＰ電話設備に係る通話とし、第２種国際フリーダイヤル機能においては加入電話等設備、公衆電話設備、携帯電話設備、他社直加入電話等設備及びＩＰ電話設備に係る通話とします。
略　略　（略）　———　———	略　略　（略）　———　———
略　略　（略）　———　———	略　略　（略）　———　———
備 １～６　（略） ７　当社は、電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があったときは、携帯電話設備、ＰＨＳ設備又は公衆電話設備から第２種国際フリーダイヤル通話が利用できないようにする取扱いを行ないます。これを変更するときも同じとします。 ８～13　（略）	備 １～６　（略） ７　当社は、電話等利用契約者、ＩＰ通信網サービス付加機能利用契約者又は他社直加入電話等国際利用契約者から請求があったときは、携帯電話設備又は公衆電話設備から第２種国際フリーダイヤル通話が利用できないようにする取扱いを行ないます。これを変更するときも同じとします。 ８～13　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～

（略）	（略）		（略）	――	――	（略）	（略）		（略）	――	――
	略	（略）					略	（略）			

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

第２　通話に関する料金

１　適用

区　　分	内　　容
(1) 料金設定通話	ア　（略） イ　アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 （ア）携帯電話設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、テレドーム通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を付加して発信した通話を除きます。） （イ）ＰＨＳ設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、テレドーム通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号を付加して発信した通話を除きます。） （ウ）～（カ）（略） ウ　国際通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社のの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。 （ア）次に定める国際通話 ①　別記１(1)又は(5)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、国際公衆電話設備、携帯電話設備、ＰＨＳ設備又は他社直加入電話等設備からの通話 ②　別記１(8)、(10)、(12)、(13)、(14)又は(15) ③（略） エ　（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　区域内通話、隣	ア～ウ　（略）

2023年４月１日～

第２　通話に関する料金

１　適用

区　　分	内　　容
(1) 料金設定通話	ア　（略） イ　アの規定にかかわらず、次の一般通話に関する料金については、協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 （ア）携帯電話設備を利用して行う通話（フリーダイヤル通話、ナビダイヤル通話、契約者指定番号発信サービスを利用して行う通話及び加入電話設備から当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を付加して発信した通話を除きます。） （イ）削除 （ウ）～（カ）（略） ウ　国際通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社のの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。 （ア）次に定める国際通話 ①　別記１(1)又は(5)に規定する提供区間に係る通話のうち、加入電話等設備、国際公衆電話設備、携帯電話設備又は他社直加入電話等設備からの通話 ②　削除 ③（略） エ　（略）
(2)　（略）	（略）
(3)　区域内通話、隣	ア～ウ　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

<table>
<tr><th>～2023年３月31日</th><th>2023年４月１日～</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>接区域内通話及び区域外通話の適用等</td><td>（注）アの３欄に規定する当社が別に定める通信は、加入電話等設備及びＰＨＳ設備に係る通信とします。</td></tr>
<tr><td>(4)～(6)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(7)　国内通話における通話地域間距離の測定</td><td>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。
ア　（略）
イ　通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は次のとおりとし、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</th></tr>
<tr><td>（ア）
（イ）以外の通話</td><td>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（ＰＨＳ設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、そのＰＨＳ設備が接続されている無線基地局設備のある場所とし、固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</td></tr>
<tr><td>（イ）削除</td><td>削除</td></tr>
</table>
ウ～オ　（略）
（注）　（略）</td></tr>
<tr><td>(8)～(9)（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(10)　一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用</td><td>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者（エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のＩＰ通信網サービス契約約</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>接区域内通話及び区域外通話の適用等</td><td>（注）アの３欄に規定する当社が別に定める通信は、加入電話等設備に係る通信とします。</td></tr>
<tr><td>(4)～(6)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(7)　国内通話における通話地域間距離の測定</td><td>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。
ア　（略）
イ　通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は次のとおりとし、当社が指定する電話等サービス取扱所において、その方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画</th></tr>
<tr><td>（ア）
（イ）以外の通話</td><td>利用回線が収容されている特定協定事業者の事業所（固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、その固定端末系伝送路設備又は他社直加入電話等設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画</td></tr>
<tr><td>（イ）削除</td><td>削除</td></tr>
</table>
ウ～オ　（略）
（注）　（略）</td></tr>
<tr><td>(8)～(9)（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(10)　一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用</td><td>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者（エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のＩＰ通信網サービス契約約</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

～2023年３月31日		2023年４月１日～	
	款　共通編第34条（債権の譲渡）又はエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限ります。）がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に限ります。以下この欄において同じとします。）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款の規定するところによります。 ドットフォン契約 （略）		款　共通編第34条（債権の譲渡）又はエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限ります。）がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能に限ります。以下この欄において同じとします。）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のＩＰ通信網サービス契約約款の規定するところによります。 ドットフォン契約 （略）
(11)～(16)　（略）	（略）	(11)～(16)　（略）	（略）
(17) 付加機能等を利用して行う通話に関する料金の適用	ア　メンバーズネット機能等を利用して行う料金設定通話以外の通話に関する料金のうち、当社が別に定める利用回線に係る料金であって、当社が別に定める電気通信設備に係る他社通話に伴って行われる料金については、当社又は請求事業者が請求するものとします。 イ　複数同時接続機能（テレドーム）を利用して行う通話のうち、音声応答機能に係る通話に関する料金については、音声応答装置を契約者回線の終端とみなした場合に適用される料金の額と同額を適用します。 （注１）アに規定する当社が別に定める利用回線は、別記２の５の１に定める利用回線とします。 （注２）アに規定する当社が別に定める電気通信設備は、次に掲げるものとします。 (1) 携帯電話設備 (2) ＰＨＳ設備	(17) 削除	削除
(18)～(19)　（略）	（略）	(18)～(19)　（略）	（略）
(20)　第１種グルー	ア　契約者指定番号発信サービス（第１種グループ	(20)　第１種グルー	ア　契約者指定番号発信サービス（第１種グループ

～2023年３月31日		2023年４月１日～	
プ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。 （ア）　削除 （イ）　削除 （ウ）　携帯電話設備、PHS設備から行った通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず30秒までごとに10円（11円）とします。 （エ）　削除 イ　（略）	プ発信サービスを利用して行う通話に関する料金の適用	発信サービスに限ります。以下、この欄において同じとします。）を利用して行う通話のうち、国内通話に関する料金については次のとおり取り扱います。 （ア）　削除 （イ）　削除 （ウ）　携帯電話設備から行った通話に関する料金額は、時間帯にかかわらず30秒までごとに10円（11円）とします。 （エ）　削除 イ　（略）
（21）～（24）　（略）	（略）	（21）～（24）　（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

２　料金額
２－１　国内通話に係るもの
２－１－１　一般通話に係るもの
(1)　(2)及び(3)以外のもの
ア　イ、ウ、エ及びオ以外のもの
(ア)　(イ)、(ウ)以外のもの
①　②以外のもの

料金種別	料　　金　　額
	ダ　イ　ヤ　ル　通　話
一般通話料	（略）

備考　この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。
(1)　加入電話等設備からの一般通話
(2)　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
(3)　加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からのナビダイヤル通話及びテレドーム通話

②　（略）
（イ）削除

2023年４月１日～

２　料金額
２－１　国内通話に係るもの
２－１－１　一般通話に係るもの
(1)　(2)及び(3)以外のもの
ア　イ、ウ、エ及びオ以外のもの
(ア)　(イ)、(ウ)以外のもの
①　②以外のもの

料金種別	料　　金　　額
	ダ　イ　ヤ　ル　通　話
一般通話料	（略）

備考　この表に規定する料金は、②、(イ)、(ウ)、イ、ウ、エ並びにオ及び(2)、(3)に規定するものを除き、次の場合に適用します。
(1)　加入電話等設備からの一般通話
(2)　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
(3)　加入電話等設備、他社直収電話等設備、固定端末系伝送路設備又はＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）からのナビダイヤル通話

②　（略）
（イ）削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

（ウ）ＩＰ電話設備に係るもの

①～②　（略）

③　ＩＰ電話設備へのメンバーズネット通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10.8円(11.88円)			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考　この表に規定する料金は、加入電話等設備から行ったＩＰ電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第２号を利用するものに限ります。）へのメンバーズネット通話に適用します。

④　ＩＰ電話設備へのテレドーム通話

Ａ　Ｂ以外のもの

料金種別	料　　金　　額	
	ダ　イ　ヤ　ル　通　話	
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)	
隣接区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝
	90秒	2分
通話地域間距離		
20kmまで	90秒	2分

（ウ）ＩＰ電話設備に係るもの

①～②　（略）

③　削除

④　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

区域外通話	30　〃			１分	75秒
	40　〃	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	75秒
	60　〃	45秒	１分	１分	
	80　〃	30秒	45秒	45秒	60秒
	100　〃				
	120　〃	22.5秒	26秒	26秒	45秒
	160　〃				
	240　〃				
	320　〃				
	320kmを超えるもの				

備考　この表に規定する料金は、加入電話等設備から行ったＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。

Ｂ　同一の都道府県の区域に終始するもの

料金種別	料金額	
	ダイヤル通話	
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに区域内通話については8.5円（9.35円）、それ以外については10円（11円）	
区域内通話	昼間、夜間	深夜・早朝

～2023年３月31日	2023年４月１日～

					３分	４分
隣接区域内通話					90秒	２分
区域外通話	通話地域間距離					
	20kmまで				90秒	２分
		昼間		夜間		
			土曜日・日曜日・祝日			
	30〃	60秒	75秒	75秒	90秒	
	40〃					
	60〃					
	80〃	45秒	60秒	60秒	90秒	
	100〃					
	120〃					
	160〃					
	240〃					
	320〃					
	320kmを超えるもの					

備考　この表に規定する料金は、加入電話等設備から行ったＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

イ　携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
（ア）（イ）以外のもの
①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの
Ａ　Ｂ、Ｃ、Ｄ以外のもの
Ｂ　加入電話等設備へのフリーダイヤル、テレドーム通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考　この表に規定する料金は（イ）の①に規定するものを除き、次の場合に適用します。
(1)　携帯電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
(2)　携帯電話設備から加入電話等設備へのテレドーム通話

Ｃ～Ｄ　（略）
②　（略）
③　ＩＰ電話設備に係るもの
Ａ～Ｂ　（略）
Ｃ　ＩＰ電話設備へのテレドーム通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考　この表に規定する料金は、携帯電話設備からＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号に定める電気通信番号を利用する

2023年４月１日～

イ　携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
（ア）（イ）以外のもの
①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの
Ａ　Ｂ、Ｃ、Ｄ以外のもの
Ｂ　加入電話等設備へのフリーダイヤル通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考　この表に規定する料金は（イ）の①に規定するものを除き、携帯電話設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。

Ｃ～Ｄ　（略）
②　（略）
③　ＩＰ電話設備に係るもの
Ａ～Ｂ　（略）
Ｃ　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

ものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。

（イ）　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考　この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

(1)　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

(2)　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのテレドーム通話

(3)　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

（注）当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の２に定めるもののうち株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

（イ）　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考　この表に規定する料金は、次の場合に適用します。

(1)　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

(2)　削除

(3)　当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話若しくはそれに相当する電話から加入電話等設備へのナビダイヤル通話

（注）当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の２に定めるもののうち株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

<table>
<tr><th>～2023年３月31日</th><th>2023年４月１日～</th></tr>
<tr>
<td>
② 削除
③ ＩＰ電話設備に係るもの
Ａ～Ｂ　（略）
Ｃ　ＩＰ電話設備へのテレドーム通話
<table>
<tr><th>料　金　種　別</th><th colspan="4">料　　金　　額（ダイヤル通話）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般通話料</td><td colspan="4">次の秒数までごとに10円（11円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">昼　　間</td><td rowspan="2">夜　間</td><td rowspan="2">深夜・早朝</td></tr>
<tr><td></td><td>土曜日・日曜日・祝日</td></tr>
<tr><td></td><td>4.5秒</td><td>8秒</td><td>8秒</td><td>10秒</td></tr>
</table>
備考　この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。
（注）本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の２に定めるもののうち株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。
</td>
<td>
② 削除
③ ＩＰ電話設備に係るもの
Ａ～Ｂ　（略）
Ｃ　削除
</td>
</tr>
</table>

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

ウ　ＰＨＳ設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

（ア）　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

Ａ　Ｂ、Ｃ、Ｄ以外のもの

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話１回ごとに	10円（11円）			
備考　この表に規定する料金は、加入電話設備からＰＨＳ設備へ当社の事業者識別番号を付加して発信した通話に適用します。				

Ｂ　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料　金　種　別	料　　金　　額	
	ダ　イ　ヤ　ル　通　話	
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに10円（11円）	
区域内通話	昼　間　、　夜　間	深夜・早朝
	45秒	１分
隣接区域内通話	45秒	１分
通話地域間距離		

ウ　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

区域外通話	20kmまで	45秒			１分
	60　〃	22.5秒			30秒
	60kmを超えるもの	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	15秒
		12秒	14秒	14秒	
上記の通話料のほか通話１回ごとに		10円（11円）			

備考　この表に規定する料金は、次の場合に適用します。
(1)　ＰＨＳ設備から加入電話等設備又は他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話
(2) 削　除

Ｃ　加入電話等設備へのテレドーム通話

料金種別	料金額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間	深夜・早朝
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考　この表に規定する料金は，ＰＨＳ設備から加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。

～2023年３月31日	2023年４月１日～

Ｄ　加入電話等設備および他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒

備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備から加入電話等設備及他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

（イ）　削除

（ウ）　ＩＰ電話設備に係るもの

料　金　種　別		料　　金　　額		
		ダ　イ　ヤ　ル　通　話		
一般通話料		次の分数又は秒数までごとに10円（11円）		
区域内通話		昼　間　、　夜　間		深夜・早朝
		60秒		60秒
隣接区域内通話		45秒		45秒
区域外通	通話地域間距離 160kmまで	45秒		45秒
		昼　　間	夜　間	
		土曜日・日曜		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

話	160kmを超えるもの		日・祝日		
		36秒	36秒	36秒	36秒
上記の通話料のほか通話１回ごとに		10円(11円)			

備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からＩＰ電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第９条第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに15円(16.5円)			
	昼間		夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話１回ごとに	10円(11円)			

備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からＩＰ電話設備(当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第２号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼間		夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒

～2023年３月31日	2023年４月１日～

備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からＩＰ電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第９条第１号及び第10条第２号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのナビダイヤル通話に適用します。

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話）			
一般通話料	次の秒数までごとに10円（11円）			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

エ　ＩＰ通話に係るもの

（ア）　削除

（イ）　当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

Ａ　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

Ｂ　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話・テレドーム通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考　この表に規定する料金は、ＩＰ電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第２号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話並びに加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。

②　削除

③　ＩＰ電話設備に係るもの

Ａ～Ｂ　（略）

Ｃ　ＩＰ電話設備へのテレドーム通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		

2023年４月１日～

エ　ＩＰ通話に係るもの

（ア）　削除

（イ）　当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの

①　加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの

Ａ　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

Ｂ　加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話

料　金　種　別	料　　金　　額（ダイヤル通話料）			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼　　間		夜　間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考　この表に規定する料金は、ＩＰ電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則第10条第２号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話に適用します。

②　削除

③　ＩＰ電話設備に係るもの

Ａ～Ｂ　（略）

Ｃ　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	180秒	180秒	180秒	180秒

備考　この表に規定する料金は、ＩＰ電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含みます。）であって電気通信番号規則別表第６号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行ったＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則別表第１号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）へのテレドーム通話に適用します。

オ　（略）

（2）（略）

（3）ディジタル通信モードに係るもの

区　分	料　金　額
（略）	（略）
（略）	（略）
加入電話設備からのＰＨＳ設備への通信に係わるもの（当社の事業者識別番号を付与して発信した通信に限ります。）	その通信を(1)のウの(ア)のＡに規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
ＰＨＳ設備から行ったフリーダイヤル通話に係るもの	その通信を(1)のウの(ア)のＢ及び(イ)の②に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。
ＰＨＳ設備から行ったナビダイヤル通話に係るもの	その通信を(1)のウの(ア)のＢ及び(イ)の③に規定するダイヤル通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額 ただし、離島に関する通話料金の特例は適用しません。
（以下略）	（以下略）

２－１－２～２－１－３　（略）

オ　（略）

（2）（略）

（3）ディジタル通信モードに係るもの

区　分	料　金　額
（略）	（略）
（略）	（略）
（以下略）	（以下略）

２－１－２～２－１－３　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～
２－２　国際通話に係るもの ２－２－１　（略） ２－２－２　国際通話に関する料金額 (1)～(4)　（略） (5)　携帯電話設備からの国際通話　（単位：円） 地域・料金表　（略） 備考 １　この表に規定する料金は、携帯電話設備からの国際通話又は国際公衆電話設備若しくはＰＨＳ設備に係る第２種国際フリーダイヤル通話に適用します。 ２　セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。	２－２　国際通話に係るもの ２－２－１　（略） ２－２－２　国際通話に関する料金額 (1)～(4)　（略） (5)　携帯電話設備からの国際通話　（単位：円） 地域・料金表　（略） 備考 １　この表に規定する料金は、携帯電話設備からの国際通話又は国際公衆電話設備に係る第２種国際フリーダイヤル通話に適用します。 ２　セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～

(6)　ＰＨＳ設備からの国際通話　　（単位：円）

料金額／地域	最初の１分まで６秒までごとに				最初の１分経過後６秒までごとに			
	昼間	昼間（土曜日日曜日祝日）	夜間	深夜・早朝	昼間	昼間（土曜日日曜日祝日）	夜間	深夜・早朝
アイスランド共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
アイルランド	27	24	24	16	24	20	20	16
アゼルバイジャン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アセンション島	37	30	30	24	32	26	26	21
アゾレス諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
アフガニスタン・イスラム共和国	38	32	32	26	28	23	23	22
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	8	7	7	6	7	6	6	5
アラブ首長国連邦	32	28	28	20	31	26	26	19
アルジェリア民主人民共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
アルゼンチン共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
アルバ	32	26	26	22	31	25	25	19

(6)　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

アルバニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アルメニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
アンギラ	32	26	26	22	31	25	25	19
アンゴラ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
アンティグア・バーブーダ	32	26	26	22	31	25	25	19
アンドラ公国	26	23	23	17	23	19	19	15
イエメン共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
イスラエル国	32	28	28	20	31	26	26	19
イタリア共和国	26	24	24	16	23	19	19	16
イラク共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
イラン・イスラム共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
インド	26	23	23	19	26	22	22	18
インドネシア共和国	21	16	16	13	19	15	15	11
ウガンダ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ウクライナ	26	25	25	18	25	23	23	17
ウズベキスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
ウルグアイ東方共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
英領バージン諸	32	26	26	22	31	25	25	19

～2023年３月31日	2023年４月１日～

島								
エクアドル共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
エジプト・アラブ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
エストニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
エスワティニ王国	36	28	28	21	32	26	26	21
エチオピア連邦民主共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
エリトリア国	37	30	30	24	32	26	26	21
エルサルバドル共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
オーストラリア連邦	19	15	15	12	18	13	13	11
オーストリア共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
オマーン国	32	28	28	20	31	26	26	19
オランダ王国	26	24	24	16	23	19	19	16
オランダ領アンティール	32	26	26	22	31	25	25	19
ガーナ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
カーボベルデ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ガイアナ協同共	32	26	26	22	31	25	25	19

～2023年３月31日	2023年４月１日～

和国								
カザフスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
カタール国	32	28	28	20	31	26	26	19
カナダ	15	14	14	10	13	10	10	10
カナリア諸島	26	24	24	16	23	19	19	16
ガボン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
カメルーン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
ガンビア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
カンボジア王国	24	20	20	14	22	18	18	13
ギニア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ギニアビサウ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
キプロス共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
キューバ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
ギリシャ共和国	26	24	24	16	23	19	19	16
キリバス共和国	24	20	20	15	23	19	19	14
キルギス共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
グアテマラ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19
グアドループ島	32	26	26	20	31	25	25	19
グアム	16	15	15	10	16	14	14	9
クウェート国	32	28	28	20	31	26	26	19

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	クック諸島	24	20	20	15	23	19	19	14		
	グリーンランド	26	23	23	17	23	19	19	15		
	クリスマス島	21	19	19	13	21	17	17	12		
	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	15	13	13	7	14	12	12	6		
	グレナダ	32	26	26	22	31	25	25	19		
	クロアチア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17		
	ケイマン諸島	32	26	26	22	31	25	25	19		
	ケニア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21		
	コートジボワール共和国	36	28	28	21	32	26	26	21		
	ココス・キーリング諸島	21	19	19	13	21	17	17	12		
	コスタリカ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19		
	コソボ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17		
	コモロ連合	37	30	30	24	32	26	26	21		
	コロンビア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19		
	コンゴ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21		
	コンゴ民主共和国	37	30	30	24	32	26	26	21		
	サイパン	16	15	15	10	16	14	14	9		

～2023年３月31日								2023年４月１日～
サウジアラビア王国	32	28	28	20	31	26	26	19
サモア独立国	24	20	20	15	23	19	19	14
サントメ・プリンシペ民主共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ザンビア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
サンピエール島・ミクロン島	23	18	18	13	22	17	17	12
サンマリノ共和国	27	24	24	16	24	20	20	16
シエラレオネ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ジブチ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
ジブラルタル	26	23	23	17	23	19	19	15
ジャマイカ	32	26	26	22	31	25	25	19
ジョージア	26	25	25	18	25	23	23	17
シリア・アラブ共和国	32	28	28	20	31	26	26	19
シンガポール共和国	20	16	16	13	18	15	15	11
シント・マールテン島	32	26	26	22	31	25	25	19
ジンバブエ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
スイス連邦	26	24	24	16	23	19	19	16

スウェーデン王国	26	24	24	16	23	19	19	16
スーダン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21
スペイン	26	24	24	16	23	19	19	16
スペイン領北アフリカ	26	24	24	16	23	19	19	16
スリナム共和国	32	26	26	22	31	25	25	19
スリランカ民主社会主義共和国	27	25	25	19	24	23	23	17
スロバキア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
スロベニア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
セイシェル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
赤道ギニア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
セネガル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21
セルビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17
セントクリストファー・ネイビス	32	26	26	22	31	25	25	19
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	32	26	26	22	31	25	25	19
セントヘレナ島	36	28	28	21	32	26	26	21
セントルシア	32	26	26	22	31	25	25	19

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	ソマリア民主共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
	ソロモン諸島	24	20	20	15	23	19	19	14	
	タークス・カイコス諸島	32	26	26	22	31	25	25	19	
	タイ王国	20	16	16	13	19	15	15	11	
	大韓民国	13	11	11	9	13	10	10	8	
	大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	36	28	28	21	32	26	26	21	
	台湾	18	14	14	11	16	13	13	9	
	タジキスタン共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
	タンザニア連合共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
	チェコ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
	チャド共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	中央アフリカ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	中華人民共和国	18	14	14	10	16	13	13	9	
	チュニジア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	朝鮮民主主義人民共和国	20	17	17	11	19	16	16	11	
	チリ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	

～2023年３月31日									2023年４月１日～
ツバル	24	20	20	15	23	19	19	14	
ディエゴ・ガルシア	37	30	30	24	32	26	26	21	
デンマーク王国	27	24	24	16	24	20	20	16	
ドイツ連邦共和国	20	17	17	14	20	17	17	13	
トーゴ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
トケラウ諸島	24	20	20	15	23	19	19	14	
ドミニカ共和国	32	26	26	22	31	25	25	19	
ドミニカ国	32	26	26	20	31	25	25	19	
トリニダード・トバゴ共和国	32	26	26	22	31	25	25	19	
トルクメニスタン	26	25	25	18	25	23	23	17	
トルコ共和国	26	23	23	17	23	19	19	15	
トンガ王国	24	20	20	15	23	19	19	14	
ナイジェリア連邦共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
ナウル共和国	24	20	20	15	23	19	19	14	
ナミビア共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
ニウエ	24	20	20	15	23	19	19	14	
ニカラグア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
ニジェール共和	36	28	28	21	32	26	26	21	

	国									
	ニューカレドニア	24	20	20	15	23	19	19	14	
	ニュージーランド	21	20	20	13	19	15	15	12	
	ネパール	27	25	25	19	24	23	23	17	
	ノーフォーク島	20	19	19	13	20	18	18	12	
	ノルウェー王国	26	24	24	16	23	19	19	16	
	バーレーン王国	32	28	28	20	31	26	26	19	
	ハイチ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
	パキスタン・イスラム共和国	35	27	27	20	29	24	24	19	
	バチカン市国	26	24	24	16	23	19	19	16	
	パナマ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
	バヌアツ共和国	24	20	20	15	23	19	19	14	
	バハマ国	32	26	26	22	31	25	25	19	
	パプアニューギニア独立国	24	20	20	15	23	19	19	14	
	バミューダ諸島	23	18	18	13	22	17	17	12	
	パラオ共和国	24	20	20	15	23	19	19	14	
	パラグアイ共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
	バルバドス	32	26	26	22	31	25	25	19	
	パレスチナ	32	28	28	20	31	26	26	19	

～2023年３月31日									2023年４月１日～
ハワイ	8	7	7	6	7	6	6	5	
ハンガリー共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
バングラデシュ人民共和国	35	27	27	20	29	24	24	19	
東ティモール民主共和国	21	16	16	13	19	15	15	11	
フィジー諸島共和国	24	20	20	15	23	19	19	14	
フィリピン共和国	18	16	16	12	18	15	15	11	
フィンランド共和国	27	24	24	16	24	20	20	16	
ブータン王国	37	27	27	19	28	26	26	18	
プエルトリコ	32	26	26	19	31	24	24	18	
フェロー諸島	26	24	24	16	23	19	19	16	
フォークランド諸島	32	26	26	22	31	25	25	19	
ブラジル連邦共和国	29	21	21	18	28	20	20	18	
フランス共和国	20	17	17	14	20	17	17	13	
フランス領ギアナ	32	26	26	20	31	25	25	19	
フランス領ポリネシア	24	20	20	15	23	19	19	14	
フランス領ワリ	23	21	21	14	21	19	19	13	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	ス・フテュナ諸島										
	ブルガリア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17		
	ブルキナファソ	36	28	28	21	32	26	26	21		
	ブルネイ・ダルサラーム国	21	16	16	13	19	15	15	11		
	ブルンジ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21		
	米領サモア	24	20	20	15	23	19	19	14		
	米領バージン諸島	32	26	26	19	31	24	24	18		
	ベトナム社会主義共和国	22	20	20	14	20	17	17	13		
	ベナン共和国	37	30	30	24	32	26	26	21		
	ベネズエラ・ボリバル共和国	32	26	26	22	31	25	25	19		
	ベラルーシ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17		
	ベリーズ	32	26	26	20	31	25	25	19		
	ペルー共和国	31	26	26	20	29	22	22	18		
	ベルギー王国	26	24	24	16	23	19	19	16		
	ポーランド共和国	26	25	25	18	25	23	23	17		
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	26	25	25	18	25	23	23	17		
	ボツワナ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21		

～2023年３月31日									2023年４月１日～
ボリビア共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
ポルトガル共和国	26	24	24	16	23	19	19	16	
香港	18	14	14	11	16	13	13	10	
ホンジュラス共和国	32	26	26	20	31	25	25	19	
マーシャル諸島共和国	24	20	20	15	23	19	19	14	
マイヨット島	36	28	28	21	32	26	26	21	
マカオ	19	16	16	12	18	15	15	11	
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
マダガスカル共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
マディラ諸島	26	24	24	16	23	19	19	16	
マラウイ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
マリ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
マルタ共和国	27	24	24	16	24	20	20	16	
マルチニーク島	32	26	26	20	31	25	25	19	
マレーシア	21	16	16	13	19	15	15	11	
ミクロネシア連邦	23	21	21	14	21	19	19	13	
南アフリカ共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	南スーダン共和国	36	28	28	21	32	26	26	21	
	ミャンマー連邦	24	20	20	14	22	18	18	13	
	メキシコ合衆国	23	18	18	13	22	17	17	12	
	モーリシャス共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	モーリタニア・イスラム共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	モザンビーク共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	モナコ公国	26	24	24	16	23	19	19	16	
	モルディヴ共和国	37	27	27	19	28	26	26	18	
	モルドバ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
	モロッコ王国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	モンゴル国	22	20	20	14	20	17	17	13	
	モンセラット	32	26	26	22	31	25	25	19	
	モンテネグロ共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
	ヨルダン・ハシミテ王国	32	28	28	20	31	26	26	19	
	ラオス人民民主共和国	22	20	20	14	20	17	17	13	
	ラトビア共和国	26	25	25	18	25	23	23	17	
	リトアニア共和	26	25	25	18	25	23	23	17	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	国									
	リヒテンシュタイン公国	26	24	24	16	23	19	19	16	
	リベリア共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	ルーマニア	26	25	25	18	25	23	23	17	
	ルクセンブルク大公国	20	17	17	14	20	17	17	13	
	ルワンダ共和国	37	30	30	24	32	26	26	21	
	レソト王国	36	28	28	21	32	26	26	21	
	レバノン共和国	32	28	28	20	31	26	26	19	
	レユニオン	36	28	28	21	32	26	26	21	
	ロシア連邦	26	23	23	18	25	23	23	17	
	インマルサットＡｅｒｏ	104	104	104	104	104	104	104	104	
	インマルサットＢＧＡＮ／ＦＢ／ＳＢ	50	50	50	50	50	50	50	50	
	インマルサットＦ	50	50	50	50	50	50	50	50	
	インマルサットＢＧＡＮ／ＦＢ／ＳＢ（ＨＳＤ）	104	104	104	104	104	104	104	104	
	インマルサットＦ（ＨＳＤ）	104	104	104	104	104	104	104	104	
	ボーダフォン（マルタ）	104	104	104	104	104	104	104	104	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

イリジウム衛星携帯電話	52	52	52	52	52	52	52	52
スラーヤ衛星携帯電話	37	37	37	37	37	37	37	37

備考
１　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からの国際通話（第２種国際フリーダイヤル通話を除きます。）に適用します。
２　セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアへの国際通話は取扱いません。

２－２－３　（略）

通話料金別表　選択制による通話料金の月極割引

１～９　（略）

10　全時間帯における区域内通話料金の月極割引

区　分	内　容
(1) 定義等	ア　（略） イ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限ります。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）～（ウ）　（略）
(2)～(3)（略）	（略）

２－２－３　（略）

通話料金別表　選択制による通話料金の月極割引

１～９　（略）

10　全時間帯における区域内通話料金の月極割引

区　分	内　容
(1) 定義等	ア　（略） イ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話に限ります。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話 （イ）～（ウ）　（略）
(2)～(3)（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

11　国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は次の(ア)及び(イ)及び(ウ)に限ります。 (ア)　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始するもののうち区域内通話は除きます。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モードは除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 ①　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの(ウ)の通話は除きます。） ②～③　（略） (イ)～(ウ)　（略）
(2)～(3) （略）	（略）

12～14　（略）

11　国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は次の(ア)、(イ)及び(ウ)に限ります。 (ア)　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始するもののうち区域内通話は除きます。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モードは除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 ①　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話（モバイル適用を受けている場合、ウの(ウ)の通話は除きます。） ②～③　（略） (イ)～(ウ)　（略）
(2)～(3) （略）	（略）

12～14　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

15　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話、又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（オ）　（略） エ　（略）
(2) （略）	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～ウ　（略） エ　この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）についてこの月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 オ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から８欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から８欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～４　（略）	（略）

2023年４月１日～

15　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅰ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（オ）　（略） エ　（略）
(2) （略）	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～ウ　（略） エ　この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、その変更があった日を含む料金月からこの利用回線に係る一般通話についてこの月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線に係る一般通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 オ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から８欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から８欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～４　（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～

	５　ウの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき（ウの（カ）の規定による地域指定着信課金機能の廃止により、月極割引の廃止があった場合を除きます。）。	①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ②　一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	６～７　（略）	（略）
	８　メンバーズネット機能の廃止により月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
	カ～ケ　（略）	
（4）　（略）	（略）	

	５　削除	削除
	６～７　（略）	（略）
	８　削除	削除
	カ～ケ　（略）	
（4）　（略）	（略）	

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

16　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちメンバーズネット機能を利用して行う一般通話又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（オ）　（略） エ　削除 （注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・　同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ ・　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・　メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引
(2) （略）	（略）
(3)　月極割引の適用	ア～エ　（略） オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区　　分	月極割引の適用
１　この月極割引の適用を受けてい	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行

2023年４月１日～

16　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅱ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（オ）　（略） エ　削除 （注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・　同一場所の回線群を単位とする通話料金の月極割引Ⅱ ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引
(2) （略）	（略）
(3)　月極割引の適用	ア～エ　（略） オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区　　分	月極割引の適用
１　削除	削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

る利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	う一般通話について、この月極割引を適用しません。
２　（略）	（略）

カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～５　（略）	（略）
６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ②　（略）

キ～サ　（略）

２　（略）	（略）

カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～５　（略）	（略）
６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	①　削除 ②　（略）

キ～サ　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日

17　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちメンバーズネット機能を利用して行う一般通話（区域内通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・　メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引 （注２）（略）
(2) （略）	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～エ　（略） オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、エの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区　　分 ｜ 月極割引の適用

2023年４月１日～

17　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅲ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうちフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引 （注２）（略）
(2) （略）	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～エ　（略） オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、エの(オ)の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。 区　　分 ｜ 月極割引の適用

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>１　この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。</td><td>その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。</td></tr>
<tr><td>２　（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>月極割引の適用</td></tr>
<tr><td>１～５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
②　（略）</td></tr>
</table>
キ～コ　（略）
</td></tr>
<tr><td>（4）（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>１　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>２　（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>月極割引の適用</td></tr>
<tr><td>１～５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>①　削除
②　（略）</td></tr>
</table>
キ～コ　（略）
</td></tr>
<tr><td>（4）（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

18　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話（区域内通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）（略） （注２）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。） ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（フリーダイヤル通話については、割引選択回線の契約者から申出があったときにこの月極割引を適用します。） ・　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・　メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型） ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

18　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅳ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）又はフリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）（略） （注２）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用を受けることについて当社の承諾があることが必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（この通話料金別表に規定する長期高額利用による通話料金の月極割引の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている又はその適用を受けることについて当社の承諾がある場合に限ります。） ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（フリーダイヤル通話については、割引選択回線の契約者から申出があったときにこの月極割引を適用します。） ・　回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

<table>
<tr><th>～2023年３月31日</th><th>2023年４月１日～</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>（注３）　（略）</td></tr>
<tr><td>(2)（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(3)　月極割引の適用</td><td>ア～エ　（略）
オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>月極割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。</td><td>その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。</td></tr>
<tr><td>２　この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。</td><td>その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。以下この欄において同じとします。）について、この月極割引を適用しません。
ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>（注３）　（略）</td></tr>
<tr><td>(2)（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(3)　月極割引の適用</td><td>ア～エ　（略）
オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について付加機能の廃止又はその利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号が変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>月極割引の適用</th></tr>
<tr><td>１　削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>２　この月極割引の適用を受けている利用回線若しくは他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。</td><td>その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について、この月極割引を適用しません。
ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話について契約者からのこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

<table>
<tr><th>～2023年３月31日</th><th>2023年４月１日～</th></tr>
<tr><td>
カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>月極割引の適用</th></tr>
<tr><td>１～５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
②　一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td></tr>
</table>
キ～コ　（略）
</td><td>
カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>月極割引の適用</th></tr>
<tr><td>１～５　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>６　エの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td><td>①　削除
②　一般通話については、その廃止日までの通話に関する料金についてこの月極割引を適用します。</td></tr>
</table>
キ～コ　（略）
</td></tr>
<tr><td>（4）（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（4）（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

19　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅴ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）～（注３）　（略）
(2)～(4) （略）	（略）

20～35　（略）

36　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちの区域間通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　（略） エ～カ　（略）
(2)～(4) （略）	（略）

19　距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引Ⅴ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話及び区域内通話を除きます。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（カ）　（略） （注１）～（注３）　（略）
(2)～(4) （略）	（略）

20～35　（略）

36　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（加入電話等設備から同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうちの区域間通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話 （イ）　（略） エ～カ　（略）
(2)～(4) （略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

37　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）～（エ）　（略） エ～ク　（略）
(2)～(4)（略）	（略）

38　（略）

37　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～イ　（略） ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます。）のうちのダイヤル通話又はディジタル通信モード及び国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話 （イ）～（エ）　（略） エ～ク　（略）
(2)～(4)（略）	（略）

38　（略）

～2023年３月31日	2023年４月１日～

39　メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（逓増型）

区　　分	内　　容
(1)　定義等	ア　「メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（逓増型）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

区　分	料　　金　　額
定額料	１の利用回線ごとに　　月額600円(660円)
割引額	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額 (ア)　１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額

割引選択回線群に係る通話に関する料金	割引率
10万円(11万円)までの部分	5%
10万円(11万円)を超え30万円(33万円)までの部分	10%
30万円(33万円)を超え100万円(110万円)までの部分	15%
100万円(110万円)を超え400万円(440万円)までの部分	20%
400万円(440万円)を超える部分	25%

39　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～
（イ）　１の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に、５％の割引率を乗じて得た額 イ　この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者又はその電話等利用契約者があらかじめ指定する利用回線（その割引選択回線群を構成するものに限ります。）の電話等利用契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）　削除	
(2) 承諾	ア　この月極割引を選択する電話等利用契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）　その申出のあった利用回線が、メンバーズネット機能を利用する加入電話設備に係るものであるとき。 （イ）　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ）　割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 （エ）　その申出のあった利用回線が、割引選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係る利用回線であるとき。（割引選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することにつ	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		いて当社の基準に適合する者に係る利用回線であるときを含みます。） （オ） (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （カ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。 エ イ及びウの規定により、この月極割引の申出の承諾を受けた電話等利用契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。 （注）エに規定する当社が別に定める手数料は、１利用回線ごとに1,000円(1,100円)とします。		
	(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月（当社が定める料金月とします。以下この表において同じとします。）単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ） メンバーズネット機能の廃止があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ） (1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （オ） 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （カ） その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

エ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から５欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から５欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１　２から５以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
２　メンバーズネット機能の廃止があったとき（３に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
３　第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
４　利用回線が加入電話設備以外の電気通信設備に変更になることにより、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
５　ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったと	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金につい

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		き。	て、この月極割引を適用します。	
		オ　この月極割引の適用を受けている電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 　ただし、電話等利用契約者の責めによらない理由により、１料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 カ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 キ　ウの(エ)　の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の利用回線ごとの通話料金を算出して、その利用回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(エ)に規定する支払期日とします。 （注１）定額料については、日割は行いません。 （注２）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。		
	(4)　１利用回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において１利用回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 １利用回線当たりの通話に関する料金　＝定額料＋（この月極割引適用前のその利用回線に係る通話に関する料金　×　この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金から(1)欄のアの表の(ア)に規定する割引額を差し引いて得た		

～2023年３月31日	2023年４月１日～
額 この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 －（この月極割引適用前のその利用回線に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額） イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての利用回線についてアに規定する算式により算出した利用回線１回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

40　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能（タイプ１）を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が承諾した他の月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 １割引選択回線群ごとに

定額料	月額　25,000円(27,500円)
次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額	

区　　分	割　引　額
(ア)　(イ)、(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	その通話に関する料金に0.3を乗じて得た額
(イ)　この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	その通話に関する料金に0.35を乗じて得た額
(ウ)　割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通	その通話に関する料金に0.35を乗じて得た額

40　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		話 イ　この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択代表回線の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 エ　削除 オ　削除		
	(2) 承諾	ア　この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア）　その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能（タイプ１）を利用する利用回線であるとき。 （イ）　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ）　割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （エ）　その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （オ）　(1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るお		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

それがないとき。

（カ）　その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。

ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

(3)　月極割引の適用

ア　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ウ　当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。

（ア）　割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。

（イ）　メンバーズネット機能（タイプ１）の廃止があったとき。

（ウ）　電話等利用権の譲渡があったとき。

（エ）　その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。

（オ）　(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

（カ）　割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

（キ）　その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から４欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から４欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１　２から４以外により、月極割引の	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、こ

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		廃止があったとき。	の月極割引を適用します。		
		２　メンバーズネット機能（タイプ１）の廃止があったとき（３に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
		３　第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
		４　ウの（エ）又は（オ）　の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		
		オ　(1)欄のアの(エ)に規定する契約者からの申出があった場合のこの月極割引の適用開始日及びこの月極割引の廃止日については当社が別に定める日とします。 カ　(1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 キ　割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった			

～2023年３月31日	2023年４月１日～
期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月のすべての日にわたって、電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 ク　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ケ　ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引回線ごとに通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場１合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する当社が承諾した他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 （注１）定額料については、日割は行いません。 （注２）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定に関わらず、その端数を切り上げます。	
(4)　割引選択代表回線に係る月極割引の適用期間等	ア　割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から１年間とします。 ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。 イ　削除
(5)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のケの規定又は料金返還その他の場合において１割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウ及びエに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 （ア）（イ）以外のとき。

～2023年３月31日	2023年４月１日～

１割引選択回線当たりの通話に関する料金 ＝ 定額料 × （この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金） ／ （この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金）

＋ （この月極割引適用前のその割引選択回線に係るオフネット通話に関する料金に0.7を乗じて得た額） － （この月極割引適用前のその割引選択回線に係るオフネット通話以外の通話に関する料金に0.65を乗じて得た額）

（イ）　この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が０円のとき。

１割引選択回線当たりの通話に関する料金 ＝ 定額料 ／ 割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数

イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ　イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する１割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する１割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

１割引選択回線当たりの定額料相 ＝ その月極割引の定額料 × この月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関す

～2023年３月31日	2023年４月１日～
当額 ÷ この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 る料金	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

41　メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ２）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ２）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能を利用するものに限ります。）により構成される回線群であって、この回線群を代表する利用回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者を電気通信事業者（この表においては、事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）とするものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 １割引選択回線群ごとに 定額料：月額　100,000円（110,000円） 割引額：１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.25を乗じて得た額と１の割引選択回線群に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額 イ　この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群ごとに一括して割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、衛星自動車携帯電話設備、及び

41　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ） 削除		
	(2) 承諾	ア　この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の電話等利用契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア） その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能を利用する利用回線であるとき。 （イ） その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者が(4)欄のイの規定に該当する電気通信事業者であるとき。 （エ） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。 （オ） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
	(3) 月極割引の適用	ア　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ　当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ） メンバーズネット機能の廃止があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知った		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

とき。

（オ）　割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。

（カ）　(4)欄のコの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。

（キ）　その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

エ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から５欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から５欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１　２から５以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
２　メンバーズネット機能の廃止があったとき（３に規定する場合を除きます。）。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
３　第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡が	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

～2023年３月31日	2023年４月１日～

あったとき。	
４　ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
５　ウの(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ　割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他一般電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

　ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、１料金月のすべての日にわたって、一般電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

カ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ　ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。

（注１）定額料については、日割は行いません。

（注２）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社所定の書面により当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、その電話等利用契約者が電気通信事業者であって、次に定めるすべての基準に適合する者である場合に限りこれを承諾します。 （ア） 商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第１条に規定する有限会社であること。 （イ） 一定の経理的基礎を有している者であること。 （ウ） この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金について一括して支払うことを現に怠っていない者又は怠るおそれがない者であること。 ウ 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、この月極割引の適用開始に先立って保証金を預け入れていただきます。 ただし、保証金に代わる銀行又は当社が指定する金融機関の保証がある場合には、この限りでありません。 エ 保証金の額は1,000万円(1,100万円)とし、預入期間は１年間とします。 オ 保証金については、無利息とします。 カ 当社が、保証金の預入期間が終了したとき又は割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったときは、割引選択代表回線の電話等利用契約者に保証金を返還します。この場合、割引選択代表回線の電話等利用契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。 ただし、(1)欄のイの規定及び(6)欄のアの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求する料金のうち、その割引選択代表回線の電話等利用契約者以外の者が支払うべき料金については、返還額を充当しません。 キ エからカの規定は、銀行又は当社が規定する金融機関の保証による場合について、準用します。 ク 割引選択代表回線の電話等利用契約者は、１料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額（消		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		費税相当額を加算しない額とします。以下クにおいて同じとします。）が次に定める方法により算出した最低保証通話料の額を超えないときは、その最低保証通話料の額から当該料金月におけるこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額を差し引いて得た額に消費税相当額を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 最低保証通話料＝（当該料金月における加入電話設備に係る割引選択回線の総回線数×600円（660円））＋（当該料金月における総合ディジタル通信設備に係る割引選択回線の総回線数×1,100円（1,210円））＋100,000円（110,000円） ケ　割引選択代表回線について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から１年間とします。 　ただし、割引選択代表回線の電話等利用契約者から適用期間終了日の３カ月前までに書面による適用廃止の申出がない場合には、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。 コ　当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 （ア）　割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)から(オ）のいずれかに該当する場合が生じたとき。 （イ）　割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。 （ウ）　割引選択代表回線の電話等利用契約者が、クに規定する額について特定協定事業者が定める期日を経過してもなお一括して支払わない旨特定協定事業者から通知を受けたとき。 サ　削除		
	(5)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において１割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		の算式により算出します。 （ア）（イ）以外のとき。 １割引選択回線当たりの通話に関する料金 ＝ 定額料 × ［この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金］／［この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金］ ＋（この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金に0.75を乗じて得た額 － この月極割引適用前のその割引選択回線に係るメンバーズネットグループ内通話に関する料金に0.05を乗じて得た額） （イ）　この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が０円のとき。 １割引選択回線当たりの通話に関する料金 ＝ 定額料／割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数 イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。		
	(6)　その他の適用	ア　当社は、割引選択代表回線の電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、その申出に係る割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。 （ア）　その割引選択回線の電話等利用契約者の同意がないとき。 （イ）　当社の業務の遂行上支障があるとき。 イ　アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおします。 ウ　イの規定により、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおすときの支払期日は、イに規定する支払期日とします。		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

42　メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）

区　　分	内　　容
(1)　定義等	ア　「メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（メンバーズネット機能（タイプ２）を利用するものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が承諾した他の月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 １割引選択回線群ごとに

定額料	月額　1,000円(1,100円)

次の(ア)、(イ)及び(ウ)に定める額を合計して得た額

区　　分	割　引　額
(ア)　(イ)及び(ウ)以外の通話（以下この表において「オフネット通話」といいます。）	①　その通話に関する料金に0.25を乗じて得た額
(イ)　この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）から、所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話	①　その通話に関する料金に0.3を乗じて得た額
(ウ)　割引選択回線から、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号によるダイヤル通話	①　その通話に関する料金に0.3を乗じて得た額

42　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		イ　この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又はその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話を含みます。）のうち、区域内通話を除くダイヤル通話又はディジタル通信モードであって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 エ　削除 オ　削除		
	(2) 承諾	ア　この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。 （ア）　その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能（タイプ２）を利用する利用回線であるとき。 （イ）　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ）　割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （エ）　その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （オ）　(1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （カ）　その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が承諾したものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。		
	(3) 月極割引の適用	ア　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ　当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア）　割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ）　メンバーズネット機能（タイプ２）の廃止があったとき。 （ウ）　電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ）　その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （オ）　(1) 欄のイの規定によりこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （カ）　割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （キ）　その他 (2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から４欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から４欄の規定によるものとします。 区　　分 ／ 月極割引の適用		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		１　２から４以外により、月極割引の廃止があったとき。 月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ２　メンバーズネット機能（タイプ２）の廃止があったとき（３に規定する場合を除きます。）。 その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ３　第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除があったとき。 その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ４　ウの（エ）又は（オ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。 その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 オ　(1)欄のエに規定する契約者からの申出があった場合において、この月極割引の適用の開始については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとし、廃止の申出があったときは、廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 カ　割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断又は利用停止があったときその他電話等サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、１料金月のすべての日に		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		わたって、電話等サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい故障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。 キ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク　ウの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引回線ごとに通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。 　ただし、この月極割引の適用を受けた後にこの通話料金別表に規定する当社が承諾した他の月極割引の適用を受けていたときは、その月極割引の表の規定によります。 （注１）定額料については、日割は行いません。 （注２）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。		
	(4)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において１割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 (ア)　(イ)以外のとき。 １割引選択回線当たりの ＝ この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金 ／ この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金		

～2023年３月31日	2023年４月１日～
通話に関する料金	
＋ この月極割引適用前のその割引選択回線に係るオフネット通話に関する料金に0.75を乗じて得た額	この月極割引適用前のその割引選択回線に係るオフネット通話以外の通話に関する料金に0.7を乗じて得た額
（イ） この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金が０円のとき。	
１割引選択回線当たりの通話に ＝ 定額料 ／ 割引選択回線群を構成	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
関する料金	する割引選択回線の総回線数

イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

ウ　イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する１割引選択回線当たりの通話に関する料金に、次の算式により算出する１割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。

１割引選択回線当たりの定額料相当額 ＝ その月極割引の定額料 × この月極割引適用後の割引選択回線に係る通話に関する料金 ÷ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

43　フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤル割引サービス）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	（略）
(2) 承諾	ア　当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）　メンバーズネット機能を利用していない利用回線 （イ）～（ウ）　（略） イ～ウ　（略） （注）　（略）
(3) 月極割引の適用	（略）

44～49　（略）

2023年４月１日～

43　フリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤル割引サービス）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	（略）
(2) 承諾	ア　当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）　削除 （イ）～（ウ）　（略） イ～ウ　（略） （注）　（略）
(3) 月極割引の適用	（略）

44～49　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

～2023年３月31日

50　回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」とは、利用回線により構成される１の割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）の通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間（以下「通話の月間累積時間」といいます。）について一定時間（以下「基準時間」といいます。）までの場合に一定の料金額（以下「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。この場合の月極割引には、次表の４種類があり、あらかじめ１つを選択していただきます。

種類	定額料金	基準時間	加算額（１分までごとに）
プラン１	10,000　円（11,000円）	1,800分	８　円（8.8円）
プラン２	30,000　円（33,000円）	5,400分	８　円（8.8円）
プラン３	15,000　円（16,500円）	2,700分	８　円（8.8円）
プラン４	30,000　円（33,000円）	5,400分	８　円（8.8円）
プラン５	50,000　円（55,000円）	9,000分	８　円（8.8円）

備考

１　通話の月間累積時間の算出において、１の通話の通話時間に１分に満たない部分が生じた場合は、その１分に満たない部分を１分として扱います。以下この表において同じとします。

２　プラン３、プラン４又はプラン５については、メンバーズネット機能（タイプ２）を利用することとな

2023年４月１日～

50　回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「回線群を単位とする定額時間による通話料金の月極割引」とは、利用回線により構成される１の割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）に係る通話（カの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）の通話時間を料金月単位に累積し、その累積した通話時間（以下「通話の月間累積時間」といいます。）について一定時間（以下「基準時間」といいます。）までの場合に一定の料金額（以下「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。この場合の月極割引には、次表の４種類があり、あらかじめ１つを選択していただきます。

種類	定額料金	基準時間	加算額（１分までごとに）
プラン１	10,000　円（11,000円）	1,800分	８　円（8.8円）
プラン２	30,000　円（33,000円）	5,400分	８　円（8.8円）

備考

１　通話の月間累積時間の算出において、１の通話の通話時間に１分に満たない部分が生じた場合は、その１分に満たない部分を１分として扱います。以下この表において同じとします。

２　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～
るとき選択することができます。 イ～カ　（略）	イ～カ　（略）
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
51　削除	51　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

52　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～オ　（略） カ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話並びに区域内通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話（区域内通話を除きます。）、フリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）又は国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（エ）　（略） キ　（略） ク　カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってメンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話を除いたものに限ります。）の部分は、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。 ケ　（略） （注１）～（注４）　（略）
(2) 承諾	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～カ　（略） キ　この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）若しくは第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

52　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～オ　（略） カ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（フリーダイヤル通話及び区域内通話を除きます。）、フリーダイヤル通話（区域内通話を除きます。）又は国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）～（エ）　（略） キ　（略） ク　カの規定にかかわらず、この月極割引の対象となる通話のうち加入電話等設備に係る一般通話（同一の都道府県の区域に終始する利用回線等相互間の通話であってフリーダイヤル通話を除いたものに限ります。）の部分は、割引選択回線の契約者がその割引選択回線について当社が別に定める月極割引の適用を受けることについて当社の承諾がない場合はこの月極割引の対象となりません。 ケ　（略） （注１）～（注４）　（略）
(2) 承諾	（略）
(3) 月極割引の適用	ア～カ　（略） キ　この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者からの通知）若しくは第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

～2023年３月31日	2023年４月１日～

区　　分	月極割引の適用
１　この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合。	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
２　この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。以下この欄において同じとします。）及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

ク　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～５　（略）	（略）
６　カの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関

区　　分	月極割引の適用
１　削除	削除
２　この月極割引の適用を受けている利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）又は第45条の５（他社直収電話等付加機能利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき。	その変更日を含む料金月からこの利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線又は他社直収電話等利用回線に係る一般通話又は国際通話について契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

ク　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１～５　（略）	（略）
６　カの（カ）の規定により、月極割引の廃止があったとき。	①　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
<table><tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>する料金について、この月極割引を適用します。 ②　一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話を除きます。）及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>ケ～セ　（略） （注）　（略）</td></tr><tr><td>(4)～(5)　（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>②　一般通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td></tr></table>ケ～セ　（略） （注）　（略）</td></tr><tr><td>(4)～(5)　（略）</td><td>（略）</td></tr></table>

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

53　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ２）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～オ　（略） （注）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信の各通信区分について、当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に限ります。） ・　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）
(2)～(3)（略）	（略）
(4)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において１割引選択回線群あたりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 （ア）　（イ）以外のとき （イ）　メンバーズネット機能に係る割引選択回線のとき １割引選択回線当たりの通 ＝ 定額料 × 特定月極割引とこの月極割引の双方を適

53　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ２）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～オ　（略） （注）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・　回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（その適用を受けている利用回線の電話等利用契約者が、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る市内通話、県内市外通話の各通話区分又は市内通信、県内市外通信の各通信区分について、当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定している場合に限ります。）
(2)～(3)（略）	（略）
(4)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社はこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき、又は料金返還その他の場合において１割引選択回線群あたりの通話（(1)欄のイに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 （ア）　（イ）以外のとき （イ）　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～
話に関する料金 用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 ＋ × 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する全ての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線群当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。	イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成する全ての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線群当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。
54～57　（略）	54～57　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

58　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ７）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～エ　（略） （注１）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１）
(2)～(4)　（略）	（略）

58　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ７）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～エ　（略） （注１）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ
(2)～(4)　（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

59　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ８）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～エ　（略） （注１）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ ・メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） オ　エの規定にかかわらず、契約者の申出があった場合、イに定めるプランの適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群の区域内通話に関する料金についてイに定める月額定額料、定額通話時間及び超過分通話料金をそれぞれ120,000円　(132,000円)、51,000分及び8円(8.8円)/3分として割引を適用することとします。
(2)～(4)　（略）	（略）

60～70　（略）

59　長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ８）

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～エ　（略） （注１）　アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。（「長期高額利用による通話料金の月極割引（タイプ１）」の(1)欄のアに規定するプラン１－４の適用を受けている場合に限ります。） ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ オ　エの規定にかかわらず、契約者の申出があった場合、イに定めるプランの適用を受けている割引選択代表回線に係る割引選択回線群の区域内通話に関する料金についてイに定める月額定額料、定額通話時間及び超過分通話料金をそれぞれ120,000円　(132,000円)、51,000分及び8円(8.8円)/3分として割引を適用することとします。
(2)～(4)　（略）	（略）

60～70　（略）

～2023年３月31日	2023年４月１日～

71　長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅱ」とは、特定月極割引（この通話料金別表に規定する他の月極割引のうち、この月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引をいいます。以下この表において同じとします。）の適用を受けている割引選択回線群（この月極割引を選択する利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）の契約者に係る通話（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（特定月極割引の適用前の料金であって当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に定める契約期間において、この月極割引の継続利用を行う申出をした場合に同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の３種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。 １割引選択回線群ごとに イ　特定月極割引の規定にかかわらず、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線のうちその割引選択回線群を代表する回線

種　　類	契約期間	割　　引　　額
(1) プラン１	12ヶ月	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.03を乗じて得た額
(2) プラン２	24ヶ月	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.04を乗じて得た額
(3) プラン３	36ヶ月	１の割引選択回線群に係る通話に関する料金に0.05を乗じて得た額

71　削除

～2023年３月31日	2023年４月１日～
（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、特定月極割引の対象となる通話とします。 （注）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ①　メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ②　メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型）	
(2) 承諾	ア　この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合においてその申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　この月極割引を選択する割引選択回線の契約者は、アに規定する申出を行う際、(1)欄のアに規定する契約期間においてこの月極割引を利用する旨を記載した当社所定の書面を、当社が指定する電話等サービス取扱所に提出していただきます。 ウ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）　その申出のあった割引選択回線が、メンバーズネット機能を利用する利用回線であるとき。 （イ）　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （ウ）　割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （エ）　その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。） （オ）　その申出の際現に特定月極割引の適用を受けている又は特定月極割引の申出を伴うとき。（特定月極割引の適用を現に受けてい	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
る場合を除きます。） （カ） 申出のあった割引選択回線群の割引選択代表回線及び割引選択回線群が特定月極割引と同一であるとき。 （キ） (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （ク） その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 エ ウの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。	
(3) 月極割引の適用	ア 割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ この月極割引の割引選択回線群に係る通話に関する料金について、特定月極割引の適用を受けない場合は、この月極割引を適用しません。 エ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合が生じたときは、この月極割引を廃止します。 （ア） 割引選択代表回線の契約者の承諾の取り消しがあったとき。 （イ） メンバーズネット機能の廃止があったとき。 （ウ） 電話等利用権の譲渡があったとき。 （エ） その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （オ） (1)欄のイの規定により特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

（カ） 割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。
（キ） 特定月極割引の廃止があったとき。
（ク） その他(2)欄のウ又はエに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。

オ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から４欄の規定に該当する場合が生じたときはそれぞれ２欄から４欄の規定によるものとします。

ただし、エの(キ)の規定によるこの月極割引の廃止があったときは、次表の規定にかかわらず、特定月極割引の適用に準じます。

区　　分	月極割引の適用
１　２から４以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
２　メンバーズネット機能の廃止があったとき（３に規定する場合を除きます。）	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
３　第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除又は電話等利用権の譲渡があったとき。	その契約解除日又は承認日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
４　エの(エ)又は(オ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ エの(オ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割

～2023年３月31日	2023年４月１日～
引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はエの(オ)に規定する支払期日とします。 ク　割引選択代表回線の契約者は、１料金月における特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話（(1)欄のウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。）に関する料金の額（特定月極割引の定額料及び当社が別に定める月極割引の適用を受けるときは、その定額料を含みます。）の月間累計額（消費税相当額を加算しない額とします。）が次に定める方法により算出した最低基準額を超えないときは、次に定める方法により算出した割引相当額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。 （ア）　最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 最低基準額　＝　当該料金月における割引選択回線の総回線数　×　600円 （イ）　割引相当額の算出方法は以下のとおりとします。 割引相当額　＝　特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話（(1)欄のウの規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。）に関する料金の額　×　割引率 ケ　割引選択代表回線の契約者は、この月極割引の種類の変更（契約期間の延長を伴う場合に限ります。）を行うことができます。この場合において、変更後の種類の月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 （注）特定月極割引の端数処理の規定にかかわらず、割引選択回線群が係る通話に関する料金に特定月極割引の割引率とこの月極割引の割引率を合計して得た割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	
(4) 割引選択回線群に係る	ア　割引選択回線群について、この月極割引を適用する期間は、この月極割引の適用開始日から(1)欄のアの表中に規定する契約	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
月極割引の適用期間等	期間とします。 　ただし、割引選択代表回線の契約者から適用期間終了日の10日前までに適用廃止の申出がない場合には、その契約期間と同様の期間延長するものとし、以後も同様とします。 イ　削除 ウ　(3)欄のケの規定によりこの月極割引の種類の変更を行った場合、変更後の月極割引を適用する期間は変更前の種類の月極割引の適用を開始した日から起算して算出します。
(5)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のキの規定又は料金返還その他の場合において１割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 １割引選択回線当たりの通話に関する料金 ＝ 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前のその割引選択回線に係る通話に関する料金 × 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金 ／ 特定月極割引とこの月極割引の双方を適用する前の割引選択回線群に係る通話に関する料金 イ　アの場合において、特定月極割引とこの月極割引の双方を適用した後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。 ウ　イに規定するほか、(1)欄のアの規定に基づきこの月極割引の適用前に適用されるこの通話料金別表に規定する他の月極割引があったときは、アに規定する１割引選択回線当たりの通話に関する料金に、

～2023年３月31日	2023年４月１日～
次の算式により算出する１割引選択回線当たりの定額料相当額を加算します。この場合、その月極割引が複数あるときは、それぞれの１割引選択回線当たりの定額料相当額の和をアに規定する１割引選択回線当たりの通話に関する料金に加算します。 １割引選択回線当たりの定額料相当額 ＝ その月極割引の定額料 × その月極割引適用前の割引選択回線に係る通話に関する料金 ／ その月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金	

電話等サービス契約約款【現改比較表】 2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

72　長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～ク　（略） ケ　この月極割引を適用する通話は、特定月極割引の対象となる通話のうち、次に該当しないものに限ります。 （ア）　特別割引１、３、４及び５について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定していない区分に係る通話、携帯電話設備等の電気通信設備に係る通話のうち当社が別に定める通話、メンバーズネット機能（タイプ１）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話、メンバーズネット機能（タイプ２）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話。 （イ）　特別割引２について、（ア）に規定する通話のうち、メンバーズネット機能（タイプ１）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話、メンバーズネット機能（タイプ２）に係る所属メンバーズネットグループ内の利用回線への通話、所属メンバーズネットグループ外への利用者番号による通話を除いたもの。 （注１）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算によ

72　長期継続利用による通話料金の月極割引Ⅲ

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア～ク　（略） ケ　この月極割引を適用する通話は、特定月極割引の対象となる通話のうち、次に該当しないものに限ります。 （ア）　特別割引１、３、４及び５について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る県内市外通話、県間市外通話、国際通話の各通話区分又は県内市外通信、県間市外通信、国際通信の各通信区分（以下この表において「各固定区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第５条に規定する電気通信番号をいいます。以下この表において同じとします。）を指定していない区分に係る通話、携帯電話設備等の電気通信設備に係る通話のうち当社が別に定める通話。 （イ）　削除 （注１）アに規定するこの月極割引の適用を受ける場合にその適用が必要となる当社が別に定める月極割引は次に掲げるものとします。 ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ ・回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算によ

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～
る通話料金の月極割引Ⅱ ・回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス） ・メンバーズネット機能（タイプ１）に係る通話料金の月極割引（定率型タイプ１） ・メンバーズネット機能（タイプ２）に係る通話料金の月極割引（定率型） （注２）～（注７）　（略）	る通話料金の月極割引Ⅱ ・回線群を単位とする区域内通話を含めたフリーダイヤル通話の通話料金の月極割引（フリーダイヤルボリューム割引サービス） （注２）～（注７）　（略）
(2)～(5)　（略）	(2)～(5)　（略）
73～75　（略）	73～75　（略）

～2023年３月31日	2023年４月１日～
76　回線群を単位とするメンバーズネット機能に係る一般通話及びフリーダイヤル通話等の通話料金の月極割引	76　削除

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　「回線群を単位とするメンバーズネット機能に係る一般通話及びフリーダイヤル通話等の通話料金の月極割引」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択利用回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通話（ウ）の規定によりこの月極割引の対象となる通話に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（当社が別に定める月極割引の適用を受けている場合はその月極割引の適用後の料金とします。以下この表において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 １割引選択回線群ごとに 通話に関する料金の月間累計額：50万円（55万円）以上の場合 割　引　額：その通話に関する料金の月間累計額に0.02を乗じて得た額 イ　この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の契約者又は当社が別に定めるところによりその契約者があらかじめ指定する割引選択回線の契約者に請求します。 ウ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話（区域内通話を除きます。以下この表において同じとします。）のうち、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話（ダイヤル通話又はディジタル通信モードに限ります。）若しくはフリーダイヤル通話又は国際通話（ディジタル通信モード等を除きます。以下この表において同じとします。）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　当社が別に定める付加機能等を利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備等当社が別に定める電気通信設備に係る他社通

～2023年３月31日	2023年４月１日～
話に伴って行う通話 （ウ）　ＩＰ電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第２号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話 （エ）　ＩＰ電話設備（電気通信番号規則第10条第２号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）に係る他社通話に伴って行うフリーダイヤル通話 （注）割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。	
（2）承諾	ア　この月極割引を選択する契約者は、１の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるときは、割引選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ　当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 （ア）　その申出のあった割引選択回線に係る通話の料金明細内訳が記録されているとき。 （イ）　割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。 （ウ）　その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき。（この申出のあった割引選択回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものに限ります。）の適用を受けるときはこの限りではありません。） （エ）　(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 （オ）　その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 ウ　イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引（当社が別に定めるものを除きます。）の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。	
（3）月極割引の適用	ア　割引選択回線群に係る通話に関する料金の月間累計は、料金月単位	

～2023年３月31日	2023年４月１日～
で行います。 イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ　当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について当社が別に定める付加機能の提供の開始があったときであってその契約者から申出があったときは、その付加機能に係る通話についてその付加機能の提供開始日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。 エ　当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。 （ア）　割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。 （イ）　電話等利用契約の解除があったとき。 （ウ）　一般電話等サービスの利用の一時中断があったとき。 （エ）　電話等利用権の譲渡があったとき。 （オ）　その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （カ）　その利用回線が加入電話設備に係るものと総合ディジタル通信設備に係るものとの間の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （キ）　加入電話等契約に係る利用休止があった場合であって電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。 （ク）　(1)欄のイの規定によりこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 （ケ）　割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。 （コ）　その他(2)欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 オ　この月極割引の適用を受けている利用回線について、付加機能の廃止又はその利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更となる場合であって、あらかじめ第45条（電話等利用契約者	

～2023年３月31日	2023年４月１日～

からの通知）に規定する通知があったときは、ウの（オ）の規定にかかわらず、次表に規定するとおりとします。

区　　分	月極割引の適用
１　この月極割引の適用を受けている利用回線について、メンバーズネット機能の廃止があった場合	その廃止日を含む料金月のメンバーズネット機能を利用して行う一般通話について、この月極割引を適用しません。
２　この月極割引の適用を受けている利用回線に係る電話番号の変更となる場合であって、第45条（電話等利用契約者からの通知）に規定する事前通知があったとき	その変更日を含む料金月からこの利用回線に係るフリーダイヤル通話及び国際通話について、この月極割引を適用しません。 ただし、その利用回線に係るフリーダイヤル通話又は国際通話について電話等利用契約者からこの月極割引の適用の申出があるときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からこの月極割引を適用します。

カ　この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の１欄の規定による月極割引の廃止後２欄から６欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ２欄から６欄の規定によるものとします。

区　　分	月極割引の適用
１　２から６以外により、月極割引の廃止があったとき	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
２　エの（イ）の規定により、月極割引	その契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用しま

～2023年３月31日	2023年４月１日～
の廃止があったとき（４に規定する場合を除きます。）	す。
３　エの(ウ)又は(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ②　フリーダイヤル通話及び国際通話については、その廃止日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
４　エの(エ)の規定又は第12条（電話加入権等の譲渡に伴う電話等利用契約の取扱い）に規定する電話等利用契約の解除により、月極割引の廃止があったとき	その承認日又は契約解除日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
５　エの（オ）又は（キ）の規定により、月極割引の廃止があったとき	その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
６　エの(カ)の規定により、月極割引の廃止があったとき	①　メンバーズネット機能を利用して行う一般通話については、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。 ②　フリーダイヤル通話及び国際通話については、その廃止日までの通話

～2023年３月31日	2023年４月１日～

		に関する料金について、この月極割引を適用します。 キ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク　エの(ク)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通話に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日はエの(ク)に規定する支払期日とします。 ケ　当社は、１料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金の額が次に定める方法により算出した最低基準額に満たないときは、この月極割引を適用しません。 （ア）　最低基準額の算出方法は以下のとおりとします。 最低基準額　＝　この月極割引の適用を受けた割引選択回線の数　×　2,000円 コ　ケに規定するほか、当社は、１料金月におけるこの月極割引適用前の割引選択回線群に係る国際通話に関する料金の額が3,000円に満たないときは、この月極割引を適用しません。 （注）割引選択回線群に係る通話に関する料金に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則７の規定に関わらず、その端数を切り上げます。		
	(4)　１割引選択回線当たりの通話に関する料金の計算	ア　当社は、(3)欄のクの規定又は料金返還その他の場合において１割引選択回線当たりの通話（(1)欄のウに規定する通話に限ります。以下同じとします。）に関する料金を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出します。 １割引選択回線当たりの通話に関する料金　＝　この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通話に関する料金　×　この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金		

～2023年３月31日	2023年４月１日～

	÷ この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通話に関する料金
	イ　アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通話に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した１割引選択回線当たりの通話に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通話に関する料金に加算します。

77～87　（略）

88　国際通話の通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　（略） イ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの国際通話（ディジタル通信モードは除きます）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能、複数同時接続機能、メンバーズネット機能、国際地域指定着信課金機能及び国際メンバーズネットを利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、ＰＨＳ設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）　削除
(2)～(4)　（略）	（略）

89～95　（略）

77～87　（略）

88　国際通話の通話料金の月極割引

区　　分	内　　容
(1) 定義等	ア　（略） イ　この月極割引の対象となる通話は、一般通話のうちの国際通話（ディジタル通信モードは除きます）であって、次に該当しないものに限ります。 （ア）　地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信機能及び国際地域指定着信課金機能を利用して行う通話 （イ）　携帯電話設備、衛星自動車携帯電話設備、及び衛星船舶電話設備に係る他社通話に伴って行う通話 （ウ）　削除
(2)～(4)　（略）	（略）

89～95　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

第２表　工事に関する費用
　第１　工事費
　　１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)（略）	（略）
(3)　交換機等工事費の適用	ア　（略） イ　１の者からの申出又は請求により、料金表第１表第１の２（料金額）のメンバーズネット機能の備考３の規定による利用者番号の指定又は変更に関する工事とメンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事を同時に施工する場合には、利用者番号の指定又は変更の工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ウ　１の者からの申出又は請求により、付加番号送出機能に関する工事と次のいずれかに該当する工事を同時に施工する場合には、付加番号送出機能に関する工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ①　利用者番号の指定又は変更に関する工事 ②　メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事 エ　１の者からの申出又は請求により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う利用回線に関する工事（当社が別に定めるものに限ります。）と次のいずれかに該当する工事を同時に施工する場合には、当社が行う工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ①　料金表第１表第１の２（料金額）のメンバーズネット機能の備考３の規定による利用者番号の指定又は変更に関する工事 ②　メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事 ③　付加番号送出機能に係る工事 オ　（略）

第２表　工事に関する費用
　第１　工事費
　　１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)（略）	（略）
(3)　交換機等工事費の適用	ア　（略） イ　削除 ウ　１の者からの申出又は請求により、付加番号送出機能に関する工事と次の工事を同時に施工する場合には、付加番号送出機能に関する工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ①　利用者番号の指定又は変更に関する工事 ②　削除 エ　１の者からの申出又は請求により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が行う利用回線に関する工事（当社が別に定めるものに限ります。）と次の工事を同時に施工する場合には、当社が行う工事に係る交換機等工事費を適用しません。 ①　削除 ②　削除 ③　付加番号送出機能に係る工事 オ　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日		2023年４月１日～	
	（注）　（略）		（注）　（略）
(4)～(9)（略）	（略）	(4)～(9)（略）	（略）
(10)　工事費の適用除外	次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア　地域指定着信課金機能（コミュニケーションズ・チョイス発信番号識別接続機能に限ります。）又はメンバーズネット機能の発着信規制機能に関する工事 イ～ウ　（略）	(10)　工事費の適用除外	次の工事については、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア　地域指定着信課金機能（コミュニケーションズ・チョイス発信番号識別接続機能に限ります。）に関する工事 イ～ウ　（略）
(11)（略）	（略）	(11)（略）	（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

２　工事費の額

２－１　契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第２種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区分				単位	工事費の額
(1)　基本工事費	（略）			（略）	（略）
(2)　交換機等工事費	ア～エ　（略）			（略）	（略）
	オ　付加機能に関する工事	（ア）～（オ）　（略）		（略）	（略）
		（カ）複数同時接続機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。	１複数同時接続番号ごとに	2,000　円 (2,200円)
			音声応答機能の利用開始に関する工事のとき。	１複数同時接続番号ごとに	1,000　円 (1,100円)
		（キ）メンバーズネット機能に関する工事の場合	利用者番号の指定又は変更の工事のとき。	１利用者番号ごとに	1,000　円 (1,100円)
			メンバーズネットグループの所属先の指定又は変更に関する工事のとき。	１利用回線ごとに	1,000　円 (1,100円)
			ダイヤルパス機能の利用開始に関する工事のとき。	１利用回線ごとに	1,000　円 (1,100円)
			ダイヤルパス＃機能の利用開始又はダイヤルパス＃機能による通話の相手先の	１利用回線ごとに	1,000　円 (1,100円)

2023年４月１日～

２　工事費の額

２－１　契約者指定番号発信サービスの利用開始、契約者指定番号発信サービス（第２種グループ発信サービスに限ります。）に係るグループ発信利用権の登録若しくは登録の削除、付加機能の利用開始若しくは利用変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
(1)　基本工事費	（略）		（略）	（略）
(2)　交換機等工事費	ア～エ　（略）		（略）	（略）
	オ　付加機能に関する工事	（ア）～（オ）　（略）	（略）	（略）
		（カ）削除		削除
		（キ）削除		削除

～2023年３月31日							2023年４月１日～				
			番号の変更の工事のとき。								
			複数利用者番号登録機能の利用開始に関する工事のとき。	利用回線が加入電話設備に係るもの	１利用者番号ごとに	1,000　円（1,100円）					
				利用回線が総合ディジタル通信設備に係るものである場合又は他社接続契約者回線にこの機能を提供する場合	１のＢチャネルにつき１の利用者番号を除く他の利用者番号１番号ごとに	1,000　円（1,100円）					

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

			付加番号送出機能の利用開始又は変更に関する工事のとき。	１利用者番号ごとに	1,000　円 (1,100円)
			着信識別機能の利用開始に関する工事のとき。	１利用回線ごとに	1,000　円 (1,100円)
		（ク）削除			削除

２－２　利用の一時中断に関する工事

区分			単位	工事費の額
(1) 利用の一時中断(国際電話等サービスに係るものを除きます。)の工事	ア　基本工事費		(略)	(略)
	イ　交換機等工事費	（ア）～（オ）(略)	(略)	(略)
		（カ）　複数同時接続機能の利用の一時中断の工事	１複数同時接続番号ごとに	2,000　円 (2,200円)
(2) 再利用の工事				(略)

第２　(略)

第３表～第７表　(略)

2023年４月１日～

		（ク）削除		削除

２－２　利用の一時中断に関する工事

区分			単位	工事費の額
(1) 利用の一時中断(国際電話等サービスに係るものを除きます。)の工事	ア　基本工事費		(略)	(略)
	イ　交換機等工事費	（ア）～（オ）(略)	(略)	(略)
		（カ）　削除		削除
(2) 再利用の工事				(略)

第２　(略)

第３表～第７表　(略)

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

附　則（平成 12 年 8 月 28 日経企第 912 号）

１　この附則は、平成 12 年９月 15 日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表第２（通話に関する料金）の２－２－２（国際通話に関する料金額）(1)～(3)及び(5)～(6)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成 12 年 10 月１日までの間、２（料金額）の規定にかかわらず、１の通話ごとに次表(1)～(5)に規定する料金額を適用します。

(1)～(4)　（略）

(5)　２－２－２(6)に係るもの

料　　金　　額
料金表第１表第２の２－２－２(6)の規定により算定した額に100分の67を乗じて得た額
備考　この表に規定する料金は、ＰＨＳ設備からの国際通話に適用します。

（以下略）

附　則（平成 14 年 11 月 21 日経企第 1063 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 14 年 11 月 28 日から実施します。ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本料金）の２（料金額）の２－２（付加機能使用料）の(3)（国際通話に係るもの）の（第三者課金機能）の（基本機能）、第２（通話に関する料金）の２（料金額）の２－２（国際通話に係るもの）の２－２－１（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の２及び(5)（第１種国際カード通話の取扱地域）の（注）、２－２－２（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）、(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）及び(6)（ＰＨＳ設備からの国際通話）の備考の２、及び料金表別表の 43 及び 44 の(6)のアの備考の５に関する部分については、平成 14 年 12 月 16 日から実施します。

（以下略）

附　則（平成 12 年 8 月 28 日経企第 912 号）

１　この附則は、平成 12 年９月 15 日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表第２（通話に関する料金）の２－２－２（国際通話に関する料金額）(1)～(3)及び(5)～(6)に規定する料金の適用を受ける通話については、この附則実施の日から平成 12 年 10 月１日までの間、２（料金額）の規定にかかわらず、１の通話ごとに次表(1)～(5)に規定する料金額を適用します。

(1)～(4)　（略）

(5)　削除

（以下略）

附　則（平成 14 年 11 月 21 日経企第 1063 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 14 年 11 月 28 日から実施します。ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本料金）の２（料金額）の２－２（付加機能使用料）の(3)（国際通話に係るもの）の（第三者課金機能）の（基本機能）、第２（通話に関する料金）の２（料金額）の２－２（国際通話に係るもの）の２－２－１（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の２及び(5)（第１種国際カード通話の取扱地域）の（注）、２－２－２（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）及び(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）の備考の２、及び料金表別表の 43 及び 44 の(6)のアの備考の５に関する部分については、平成 14 年 12 月 16 日から実施します。

（以下略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

附　則（平成22年３月29日NV第901197号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年４月１日から実施します。

２　（略）

３　平成22年４月１日から平成22年９月30日までの毎土曜日及び毎日曜日について、料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)エの規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。

①～②　（略）

③　ＰＨＳ設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額／地域	最初の12秒まで			最初の12秒経過後12秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
インドネシア共和国	15.5	15.5	15.5	5.05	5.05	5.05
カンボジア王国	37	37	37	7	7	7
ベトナム社会主義共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ミャンマー連邦	37	37	37	7	7	7
モンゴル国	15	15	15	5.5	5.5	5.5
ラオス人民共和国	15	15	15	5.5	5.5	5.5

（以下略）

2023年４月１日～

附　則（平成22年３月29日NV第901197号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成22年４月１日から実施します。

２　（略）

３　平成22年４月１日から平成22年９月30日までの毎土曜日及び毎日曜日について、料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)エの規定にかかわらず、次表に規定する料金を適用します。

①～②　（略）

③　削除

（以下略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
附　則（平成24年４月４日ＶＶ第200004号） １～４　（略） ５　この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の１（実施時期）の規定については、次のとおり読み替えて適用します。 （実施時期） １　この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。ただし、この改正規定中、第２（通話に関する料金）の２（料金額）の２－２（国際通話に係るもの）の２－２－１（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の２及び(5)（第１種国際カード通話の取扱地域）の（注）、２－２－２（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）、(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）及び(6)（ＰＨＳ設備からの国際通話）の備考の２、及び料金表別表の43及び44の(6)のアの備考の５に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。	附　則（平成24年４月４日ＶＶ第200004号） １～４　（略） ５　この改正規定実施の際現に、約款附則（平成14年11月21日経企第1063号）の１（実施時期）の規定については、次のとおり読み替えて適用します。 （実施時期） １　この改正規定は、平成14年11月28日から実施します。ただし、この改正規定中、第２（通話に関する料金）の２（料金額）の２－２（国際通話に係るもの）の２－２－１（国際通話の取扱地域）の(1)（国際電話等サービスの取扱地域）の備考の２及び(5)（第１種国際カード通話の取扱地域）の（注）、２－２－２（国際通話（国際カード通話を除きます。）に関する料金額）(1)（(2)から(6)以外の国際通話）から(3)（国際公衆電話設備からの国際通話）及び(5)（携帯・自動車電話設備からの国際通話）の備考の２、及び料金表別表の43及び44の(6)のアの備考の５に関する部分については、平成14年12月16日から実施します。

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日

附　則（平成 25 年９月６日ＶＶ販第 300204 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 25 年９月 20 日から実施します。

（経過措置）

２　平成 25 年９月 20 日から平成 26 年３月 19 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)ア

①～②　（略）

③　PHS 設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額／地域	最初の 60 秒まで 6 秒までごとに				最初の 60 秒経過後 6 秒までごとに			
	昼間	土曜日 日曜日 祝日	夜間	深夜・早朝	昼間	土曜日 日曜日 祝日	夜間	深夜・早朝
フィリピン共和国	11.10	11.10	11.10	11.10	3.40	3.40	3.40	3.40
香港	8.60	8.60	8.60	8.60	5.70	5.70	5.70	5.70
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
アラスカ	12.00	12.00	12.00	12.00	3.90	3.90	3.90	3.90
カナダ	11.30	11.30	11.30	11.30	6.20	6.20	6.20	6.20
アラブ首長国連邦	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
サウジアラビア王国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イエメン共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00
イラク共和国	25.00	25.00	25.00	25.00	19.00	19.00	19.00	19.00

2023年４月１日～

附　則（平成 25 年９月６日ＶＶ販第 300204 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 25 年９月 20 日から実施します。

（経過措置）

２　平成 25 年９月 20 日から平成 26 年３月 19 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)ア

①～②　（略）

③　削除

（以下略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
レバノン共和国　25.00　25.00　25.00　25.00　19.00　19.00　19.00　19.00 （以下略）	

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～

附　則（平成 25 年９月６日ＶＶ販第 300204 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 25 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成 25 年 10 月１日から平成 26 年３月 31 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３（１）エ

①～②　（略）

③　PHS 設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。

（単位：円）

料金額 ＼ 地域	最初の 12 秒まで				最初の 12 秒経過後 12 秒までごとに			
	昼間		夜間	深夜・早朝	昼間		夜間	深夜・早朝
		土曜日 日曜日 祝日				土曜日 日曜日 祝日		
インドネシア共和国	34.50	34.50	34.50	34.50	7.10	7.10	7.10	7.10
ミャンマー連邦	83.00	83.00	83.00	83.00	13.50	13.50	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	40.00	40.00	40.00	40.00	7.00	7.00	7.00	7.00
カンボジア王国	76.00	76.00	76.00	76.00	12.00	12.00	12.00	12.00
マレーシア	65.00	65.00	65.00	65.00	5.80	5.80	5.80	5.80
モンゴル国	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	33.00	33.00	33.00	33.00	10.00	10.00	10.00	10.00

附　則（平成 25 年９月６日ＶＶ販第 300204 号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成 25 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成 25 年 10 月１日から平成 26 年３月 31 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３（１）エ

②　～②　（略）

③　削除

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点

～2023年３月31日	2023年４月１日～
上記の料金表にかかわらず、次表に掲げる地域については、毎水曜日、次表に規定する料金を適用します。 （略） ３～４　（略）	３～４　（略）

料金額／地域	最初の 12 秒まで			最初の 12 秒経過後 12 秒までごとに		
	昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
インドネシア共和国	15.50	34.50	34.50	5.05	7.10	7.10
ミャンマー連邦	37.00	83.00	83.00	7.00	13.50	13.50
ベトナム社会主義共和国	15.00	40.00	40.00	5.50	7.00	7.00
カンボジア王国	37.00	76.00	76.00	7.00	12.00	12.00
モンゴル国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00
ラオス人民民主共和国	15.00	33.00	33.00	5.50	10.00	10.00

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
附　則（平成25年11月８日ＶＶサ第300561号） （実施期日） １　この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。 （経過措置） ２　地域指定特定番号着信機能の契約者が平成25年11月12日以降にＰＨＳ設備からの接続を可能とする請求を行い、当社がその請求を承諾し、平成25年11月12日から平成26年３月31日までにその提供を開始した場合は、料金表第２表（工事に関する費用）第１（工事費）の２（工事費の額）の２－１に規定する基本工事費について適用しません。 ３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 ４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。	附　則（平成25年11月８日ＶＶサ第300561号） （実施期日） １　この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。 （経過措置） ２　削除 ３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 ４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
附　則（平成25年12月２日ＶＶ販第300350号） （実施期日） １　この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。 （経過措置） ２　平成25年12月20日から平成26年６月19日までの間について料金表に規定する料金にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)イ ①　（略） ②　携帯電話・自動車電話・ＰＨＳ設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。 ３～４　（略）	附　則（平成25年12月２日ＶＶ販第300350号） （実施期日） １　この改正規定は、平成25年12月20日から実施します。 （経過措置） ２　平成25年12月20日から平成26年６月19日までの間について料金表に規定する料金にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)イ ①　（略） ②　携帯電話・自動車電話設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金額を適用します。 ３～４　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
附　則（平成 26 年４月 24 日ＶＶ販第 400004-1 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年４月 25 日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年４月 25 日から平成 26 年 10 月 19 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)ア ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備及び PHS 設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略） 附　則（平成 26 年４月 24 日ＶＶ販第 400004-1 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年５月１日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年５月１日から平成 26 年 10 月 26 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)エ ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備及び PHS 設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略） 附　則（平成 26 年６月６日ＶＶ販 400088 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年６月 20 日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年６月 20 日から平成 26 年 10 月 26 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３扉イ ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備及び PHS 設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略）	附　則（平成 26 年４月 24 日ＶＶ販第 400004-1 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年４月 25 日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年４月 25 日から平成 26 年 10 月 19 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)ア ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略） 附　則（平成 26 年４月 24 日ＶＶ販第 400004-1 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年５月１日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年５月１日から平成 26 年 10 月 26 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 料金表第１表第２（通話に関する料金）２－２－３(1)エ ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略） 附　則（平成 26 年６月６日ＶＶ販 400088 号） （実施期日） １　この改正規定は、平成 26 年６月 20 日から実施します。 （経過措置） ２　平成 26 年６月 20 日から平成 26 年 10 月 26 日までの間について料金表に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 第１表第２（通話に関する料金）２－２－３扉イ ①　（略） ②　携帯・自動車電話設備に係る第１種国際カード通話について次表に規定する料金を適用します。 ３～４　（略）

電話等サービス契約約款【現改比較表】　2023年３月１日時点	
～2023年３月31日	2023年４月１日～
	附　則（令和５年２月 17 日　ＣＡＳ１サ第 01018781 号） （実施期日） １　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。 （経過措置） ２　メンバーズネット機能において、当社が契約者に真にやむを得ない事情があると認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、令和５年 12 月 31 日を提供期限として、新たな付加機能の提供又は契約内容の変更に係る請求を承諾します。その契約に係る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 ３　当社は、附則２の請求等があったときは、次の場合に限り、その請求等を承諾します。 ア　電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるとき。 イ　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 ４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している複数同時接続機能、メンバーズネット機能及び国際メンバーズネット機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 ５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 ６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。